

第3-3章 ノースカロライナ州

目 次

- I 断種法の制定及び廃止の経緯と概要
 - 1 最初の断種法の制定
 - 2 1929年法の制定
 - 3 1933年法の成立
 - 4 1974年法の制定
 - 5 強制断種に関する法律の廃止
- II 断種手術の対象範囲
 - 1 法律で定められた範囲
 - 2 断種の判断の実態
- III 断種手術の実施状況
 - 1 1929年から1974年の間に行われた断種
 - 2 1975年以降に行われた断種
 - 3 優生学的断種法の範囲外で行われた断種
- IV 被害者に対する補償
 - 1 補償の検討
 - 2 補償の実施とその問題点
- V 社会の反応
 - 1 断種を推進する動き
 - 2 断種に反対する動き
 - 3 自らの断種を求めた者の動き—避妊と断種—
- VI 教育
 - 1 ウィリアム・ルイス・ポティートの活動
 - 2 ウィリアム・アラン及びC・ナッシュ・ハーンドンの活動

ノースカロライナ州は、全米において、最も多くの優生学的断種が行われた州の一つである。州政府は、優生学的断種の被害者数を、約 7,600 人と公表している。ノースカロライナ州の優生学的断種法は、原型となる法が 1919 年に制定された後、複数回の改正を経て、2003 年に廃止されるまで存続した。

アメリカの他州と異なり、ノースカロライナ州における断種の隆盛期は、1940 年代後半から 1960 年代にかけての時期だとされる。この背景には、様々な社会問題を解決する手段として断種に期待を寄せた、州の公共福祉委員会と人間改良同盟の活動があった。州の断種法は、全米で唯一、郡福祉局のソーシャルワーカー等に対して施設に收容されていない者の断種を申し立てる権限を与えた法律であり、郡福祉局のソーシャルワーカー等は断種の対象者の発見、同意の取得等において、大きな役割を果たした。

また、ノースカロライナ州は、全米で最初に優生学的断種の被害者への補償を実施した。しかし、その実現は、州知事が被害者に対する謝罪を行ってから実に 10 年以上も後のことであった。

本章では、こうしたノースカロライナ州の断種法の概要、断種手術の対象範囲及び実施状況、補償の状況、断種をめぐる社会の反応、教育との関わり等を中心に述べる。

I 断種法の制定及び廃止の経緯と概要

1 最初の断種法の制定

(1) 州内における優生学の広まりと社会改革者

ノースカロライナ州において、断種法が制定される素地が整った一因として、進歩主義時代 (Progressive Era)¹ における州内社会改革者の活動が挙げられる。前述のとおり、州の最初の優生学的断種法が制定されたのは 1919 年であるが、それよりも前の 1900 年代から、州内の社会改革者たちは優生学の理念に触れ、州内で生じていた社会問題の解決策として利用するために、検討を行っていた²。

(i) 優生学導入の先駆者

ノースカロライナ州で最も早く優生学に触れたのは、医療や社会福祉の専門家であった。彼らは仕事を通じて優生学の知識を得ると、職業上のネットワークや社会改革者のネットワーク

* 本文中、不当・不適切な差別的表現が含まれるが、当時の状況を反映した表現としてそのまま記載したものである。

** 本章におけるインターネット情報は、調査時点のものである。

¹ 進歩 (革新) 主義時代とは、一般に、1890 年代から 1920 年代を指すことが多いとされる。この時代のアメリカでは、「全ての運動は人類及び社会の進歩に寄与するべきだ」とのスローガンの下、女性参政権獲得運動を始めとする、様々な社会運動が行われた。小倉恵実「両大戦間期アメリカの優生学運動と「ふさわしい家族」コンテスト」『京都産業大学論集』45 号, 2012.3, pp.81, 83. 進歩主義時代には、アメリカの急激な産業化や都市化に伴い、家族の崩壊、幼年労働、病気の発生、階級対立や貧困等の社会問題が生じていた。このような状況を改善するために、科学的な解決法を実行することが、政府に求められた。K.J.シャフナー「第 4 章 優生学時代の女性」山崎喜代子編『生命の倫理 2 (優生学の時代を越えて)』九州大学出版会, 2008, pp.101-102.

² 当時の典型的な (進歩的) 社会改革者は、婦人会員、医師、実業家、社会福祉職といった社会の改善に関係する職業等を持つ中産階級の白人であった。Anna L. Krome-Lukens, *THE REFORM IMAGINATION: GENDER, EUGENICS, AND THE WELFARE STATE IN NORTH CAROLINA, 1900-1940*, University of North Carolina at Chapel Hill (Dissertation), 2014, pp.iii, 76, 86, 88. Carolina Digital Repository website <https://cdr.lib.unc.edu/concern/parent/08612n85w/file_sets/sf268542n>

を利用し、より広い範囲に優生学を普及させていった³。

そうした専門家の一例として、デイジー・デンソン (Daisy Denson) が挙げられる。1903年から1917年までノースカロライナ州公共慈善委員会⁴の事務局長を務めたデンソンは、女性として初めてノースカロライナ州の要職に就いた人物であり、同州において最初に優生学を支持した一人でもあった⁵。デンソンは、全米慈善矯正会議 (National Conference of Charities and Corrections)⁶に参加する等、州外の社会福祉関係者となつながら、社会福祉に関する専門的な知識を深めていった。また、彼女は他州の社会福祉関係者から、精神薄弱は遺伝性の問題であり、優生学の原理によって解決できると学んでいた⁷。

デンソンは、精神薄弱者に対して同情もしていたが、適切に施設に収容しない場合、将来的には彼らが精神薄弱の子をもうけると懸念していた。そのため、精神薄弱者を隔離・収容するとともに、ケアし、訓練するための学校を設立することを提唱した。彼女は、精神薄弱者を隔離することで、病気や犯罪、貧困等がかなり減ると信じてもいた⁸。

こうした方策がデンソンにとって魅力的であったのは、限られた州の予算の中で、経費の節約につながると考えられたからである。彼女は、精神薄弱者のための学校設立を訴える際に、精神薄弱者を単に収容するだけの施設と費用面で大差がない上に、職業訓練を施すこともできると主張した⁹。優生学的な政策によって州の経費を節約できるという考えは、彼女だけでなく、他の社会改革者たちにも魅力的に映った¹⁰。

³ *ibid.*, p.87.

⁴ 公共慈善委員会 (The Board of Public Charities. 1917年に慈善及び公共福祉委員会 (The State Board of Charities and Public Welfare) に改称) は、1868年の州憲法に基づいて設立された5人の委員から構成される組織で、その職務は州の全ての慈善施設及び刑事施設の管理とされていた。North Carolina Constitution of 1968, Article XI, Section 7. North Carolina digital collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p16062coll32/id/503>> 具体的には、州が運営する精神病院、退役軍人のための施設、孤児院のほか、郡や民間の施設も調査、監督することになっていた。また、社会問題の調査の実施、議会への提言という役割も課されていた。Krome-Lukens, *ibid.*, pp. 42-43.

⁵ Krome-Lukens, *ibid.*, pp.36, 89.

⁶ 南北戦争後、精神薄弱者の処遇に関する各州政府の政策は、民間慈善事業の特定機関に対する個別的な資金提供から、公的慈善事業としての再編と専門家の配置 (州公共慈善委員会及び同委員会事務局長職の設置) へと転換していった。中村満紀男「第II章 2. 1910年代までの精神薄弱増殖防止としての断種—精神薄弱者問題の国家的問題への昇格—」中村満紀男編著『優生学と障害者』明石書店, 2004, p.119. 1874年、全米慈善矯正会議の前身となる公共慈善委員会会議 (Conference of Boards of Public Charities. 1879年に全米慈善矯正会議に改称) は、各州の公共慈善委員会の関係者間で経験やアイデアを共有し、情報交換を行う目的で創設された。“National Conference of Charities and Correction.” VCU Libraries Social Welfare History Collection website <<https://socialwelfare.library.vcu.edu/organizations/national-conference-of-charities-and-correction-the-beginning/>>

⁷ Krome-Lukens, *op.cit.*(2), p.90.

⁸ *ibid.*

⁹ *ibid.*, p.91; *Fifteenth Annual Report of the Board of Public Charities*, 1903, pp.10-11. (*Public documents of the State of North Carolina [1905 v.2]*, pp.1898-1899. North Carolina digital collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/139690>>)

¹⁰ ノースカロライナ大学チャペルヒル校公共政策学部のアンナ・L・クロムルーケンス (Anna L. Krome-Lukens) 准教授は、社会改革者たちが優生学に惹かれた要因として、州の経費の節約のほか、彼らが有していた効率性及び予防という進歩主義の原則に対する情熱、優生学が社会的キリスト教 (social Christianity. デンソン等の社会改革者達が参加していた、宗教的基盤を持った社会運動) と結び付く可能性、アングロサクソン民族の保存に対する普遍的な関心を挙げている。Krome-Lukens, *ibid.*, pp.40, 86. なお、社会的キリスト教は、社会的福音 (social gospel) とも呼ばれる。社会的福音はプロテスタント教派内の運動で、キリスト教の福音の観点から、主として南北戦争後の工業化や都市化などに伴って発生した社会問題の解決に取り組んだ。加藤健「19世紀末から20世紀初頭のアメリカにおける社会改革の試み—J. R. コモンズとウィスコンシン理念—」『経済学史研究』60巻1号, 2018.7, p.21.

(ii) 精神薄弱者のための学校の創設

精神薄弱者のための学校を設立するに当たって、大きく貢献したのが医師のアイラ・M・ハーディ (Ira M. Hardy) である。ハーディは、ニュージャージー州のヴァインランド訓練施設を訪れ、同施設で心理学を研究していたヘンリー・ゴダード (Henry Herbert Goddard)¹¹から、その研究プログラムについて聞く機会を得た。この訪問に触発されたハーディは、ノースカロライナ州に同様の施設を作るための活動を始めた¹²。

1910年、州内で行われた医療関係者が集まる学会において、ハーディは、「精神薄弱の子供たちのための訓練学校」を設立し、精神薄弱の子供たちが自立できないまでも、就業状態を維持できる程度に仕事ができるよう、訓練することを提案した。また、精神薄弱者を施設に収容し、精神薄弱の子孫の出生を防止することも目的とした。彼は、精神薄弱の子供たちについて、「成長すると、性的本能を意思や理性で制御できなくなり、未婚既婚にかかわらず親となり、その子供たちはほぼ確実に精神欠陥者となる」と主張した。学校の設立により、予防的な目的を果たすことができるという考えは、予防と効率化を掲げる進歩主義の考えに合致していた¹³。

ハーディの主張は、州内の複数の新聞で報じられ、いずれも好意的に取り上げられた。彼は、好意的な世論の高まりに乗じて、つながりのあった議員に、精神薄弱の子供や若者を収容する訓練学校を設立するための法案作成を依頼した。作成された法案¹⁴は、上院及び下院の両方で支持を得て、1911年3月に可決された¹⁵。

法案の支持者には、州内の社会改革者も含まれていた。彼らが法案を支持した背景には、困窮者を養うことは文明的でキリスト教的な社会の義務であるという考えがあった。一方で、彼らは、精神疾患患者や精神薄弱者を放置しておけば、社会や人種の秩序が乱されるのではないかというおそれも抱いていた。そのため、この学校が、精神薄弱の子供たちをケアし、精神薄弱の10代の若者や女性が子孫を残さないようにする役割を担うことを称賛した¹⁶。

後に「キャスウェル訓練学校」と改称される¹⁷この学校は、1914年に開校した。開校当初に受け入れたのは15人の少女のみであったが、入所者はすぐに100人を超え、入所待機者が発生する状況となった¹⁸。

(iii) ノースカロライナ州社会事業会議

1912年に組織されたノースカロライナ州社会事業会議 (North Carolina Conference for Social Service. 以下「社会事業会議」という。) は、社会改革者たちが創設した、州内の社会問題を議論するための場であった¹⁹。社会事業会議が創設された当時、州内には社会福祉等の専門家が

¹¹ ゴダードについては、「第2章II3(1) ゴダード」、「第3-1章V1 強制断種の推進者」を参照。

¹² Krome-Lukens, *op.cit.*(2), p.96.

¹³ *ibid.*, pp.97-99.

¹⁴ An act to establish the North Carolina School for the Feeble-Minded, North Carolina Session Law 1911-87. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/224254>>

¹⁵ Krome-Lukens, *op.cit.*(2), pp.99-100.

¹⁶ *ibid.*, pp.85-86.

¹⁷ キャスウェル訓練学校に改称されたのは、1915年である。An act to change the name of the North Carolina School for the Feeble-Minded and to provide for admission and discharge of children from said school, North Carolina Session Law 1915-266. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/225380>>

¹⁸ Krome-Lukens, *op.cit.*(2), p.84; *Biennial Report of the North Carolina School for the Feeble-Minded*, [Kinston, N. C.]: School for the Feeble Minded, 1913-1914, pp.14-15. HathiTrust website <<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=nc01.ark:/13960/t48q6nh7v&view=1up&seq=94>>

¹⁹ 会議の創設には、デージー・デンソンのほか、当時の州保健委員会委員長、州結核療養所長、州教育長らが関わっ

少なかったこともあり、初期の会員の多くは、社会改革者の典型である中産階級の白人で、社会改革や社会事業に関心のある一般市民であった。彼らは、社会事業会議が発行する出版物や、会議への参加を通して、社会科学を学んでいた²⁰。

1913年に開催された第1回社会事業会議では、既に「精神薄弱と優生学の問題」と題する講演がなされていた。この初回会議においては、公衆衛生と教育に関する法案への支持、孤児院の面積の拡充、刑務所改革等を決議したが、これらの目標は、精神薄弱に対する懸念から形成されたものであった。会議の出席者たちは、精神薄弱者の存在は州にとって差し迫った問題であると考えていた²¹。

社会事業会議の中には、優生学に関する委員会が設置されていた。最初にこの委員会の責任者を務めた医師、ルイス・バーギン・マクブレイヤー (Louis Burgin McBrayer) は、会員が優生学についての情報を広めることを奨励した。また、マクブレイヤーに次いでこの委員会の責任者となった、キャスウェル訓練学校長である C・バンクス・マクナイリー (C. Banks McNairy) は、隔離の実施、婚姻制限法の制定に加え、断種を実施することを提唱した²²。

州内の社会改革者たちは、こうした流れを通じて、精神薄弱や精神欠陥の遺伝性と、隔離による予防の可能性について学び、議論の対象を婚姻制限²³や断種等、他の手段にも広げていった。ただし、州内の社会改革者たちは、隔離や婚姻制限についてはすぐに受け入れたものの、断種という方法を受け入れるまでには、数年にわたる議論が必要であったとされる²⁴。

(2) 断種法の制定に向けた動き

1918年及び1919年に、キャスウェル訓練学校で、入所者が寮に放火する事件が立て続けに2回発生し、入所者の約半数が施設にいられなくなった。この放火事件と、学校の再建をめぐる議論をきっかけに、前述のマクナイリーを始めとする一部の社会改革者が求めていた、断種法を制定する動きが活発化した。

当時の州知事であったトーマス・W・ビケット (Thomas W. Bickett (民主党)) は、建物を再建するために緊急予算を組むよう求めた。しかし、資金を投入することに消極的だった州議会は、緊急予算を認めず、代わりに、キャスウェル訓練学校のニーズを検討するための特別合同委員会を設置した²⁵。

特別合同委員会は、火災後のキャスウェル訓練学校に必要なものを検討する一環として、ペンシルヴァニア州の精神薄弱者施設の施設長であったマーティン・W・バー (Martin W. Barr) ²⁶ を招聘 (へい) した。1919年1月、バーは放火事件の容疑者を診察し、精神薄弱であると判断

た。Krome-Lukens, *ibid.*, p.74.

²⁰ *ibid.*, pp.75-76.

²¹ *ibid.*, pp.116-117.

²² *ibid.*, pp.119-120.

²³ 例えば、ノースカロライナ州精神衛生協会 (North Carolina's Mental Hygiene Association) は、1914年には婚姻制限法の制定を提唱した。また、社会事業会議は、1917年に精神欠陥者の婚姻や生殖を防ぐことを目的とする、婚姻制限法の提出を目指す方針を明らかにした。 *ibid.*, p.128.

²⁴ その理由として、クロムルーケンスは、州内の社会改革者たちが、施設における隔離の改善に重点を置いていたため、断種の導入によってキャスウェル訓練学校やその入所者たちのニーズが損なわれることを懸念していた可能性、生殖に関する問題を公然と議論することについて政治的反発が起こることをおそれた可能性等を挙げている。 *ibid.*, pp.129-130.

²⁵ *ibid.*, pp.315-316, 323.

²⁶ バーは、アメリカの精神薄弱者施設における無性化の主要な提唱者であり、早期から自身が施設長を務めていた施設において無性化手術を実施していた。中村 前掲注(6), p.105.

した後、キャスウェル訓練学校やその他の州の施設でも、収容者の中に断種を要する者がいるとした²⁷。バーは、特別合同委員会との非公式なやり取りの中でその提案を行ったものの、彼の提案と委員会の報告を結び付け、「調査は、精神薄弱者と社会を保護するための立法の必要性を示した」と報じる新聞もあった²⁸。

バーが断種に言及した後の1919年2月に、施設の収容者に対して断種を実施するための法案が、下院議長のスミス・G・ブルミット (Dennis G. Brummitt (民主党)) によって下院に提出された。

法案の提出は、断種に積極的な姿勢を見せていたビケット知事の意図にも合致していた。ビケット知事は、1919年1月、議会への隔年演説において、「白痴 (idiots) や痴愚 (imbeciles) が彼らの種を存続させることを許すならば、州は子供に対する恐ろしい犯罪に加担することになる」、「州は、権限のある委員会によって不治の精神欠陥 (mental defective) であると裁定された者が、生まれていない世代にその欠陥を遺伝させることができないようにするための措置を講じるべきだ」と述べた²⁹。

この法案に反対する議員もいたが、ビケット知事が水面下で議員たちの説得に当たったほか、両院で演説を行い、断種法案を可決するよう求めた。こうした知事の動きに加え、医師でもある上院議員や、州保健委員会の委員長が賛成意見を述べたこともあり、この法案は下院及び上院で可決され、1919年3月11日に成立した³⁰。

(3) 最初の断種法とその概要

成立した「刑事施設及び慈善施設の収容者の道徳的、精神的又は身体的状態の利益のための法律」³¹ (以下「1919年法」という。) は、「断種」という言葉を使ってはいないものの、施設収容者に対する断種の実施を意図した法律であり、ノースカロライナ州で制定された最初の断種法であった³²。

1919年法は、全4条で構成され、断種の実施に関する事項を定めているのは第1条と第2条である。その概要を、以下に示す。

(i) 手術の対象者及び実施者

ノースカロライナ州の刑事又は慈善のための病院又は施設³³に収容されている者の、精神的、道徳的又は身体的状態の改善のために手術が役立つと判断された場合、これらの施設の医療従

²⁷ Krome-Lukens, *op.cit.*(2), pp.317, 324.

²⁸ *ibid.*, pp.324-325.

²⁹ *Journal of the Senate of the General Assembly of the State of North Carolina [1919 session]*, p.14. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/590983>>

³⁰ Krome-Lukens, *op.cit.*(2), pp.325-330. ブルミット下院議長が法案を提出した後の『ニュース・アンド・オブザーバー』紙は、「議長は知事の計画を後援する」と報じた。

³¹ An act to benefit the moral, mental, or physical conditions of inmates of penal and charitable institutions, North Carolina Public Law 1919-281, p.504. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/229046>>

³² 「本章IV1(4) 知事タスクフォースによる検討」で後述する、ビバリー・パーデュー (Beverley Perdue) 州知事により組織されたタスクフォースの報告書は、「ノースカロライナ州の最初の優生学的断種法は1919年に施行された」が、「その意図にもかかわらず、断種及び優生学という用語は省略されている」と述べている。The Governor's Task Force to Determine the Method of Compensation for Victims of North Carolina's Eugenics Board, *Final Report to the Governor of the State of North Carolina*, 2012.1.27, p.5. North Carolina Department of Administration website <<https://files.nc.gov/ncdoa/JSV/FinalReport-GovernorsEugenicsCompensationTaskForce.pdf>>

³³ 州が運営する精神病院、キャスウェル訓練学校等を指す。

事者が、資格のある医師に、収容者に対する手術を行わせることを認める。(第1条)

(ii) 手術に関する審議機関

手術の可否を判断する主体として、州の刑事又は慈善施設の医療従事者を代表する者、州保健委員会の代表者等から成る、協議委員会が構成される(第2条)。ただし、州知事及び州保健委員会事務局長が協議委員会と同じ判断をするまで、手術は実施してはならない(第1条)。

1919年法は、制定されたものの、これに基づく断種の実施は記録されていない³⁴。前述のように、1919年法に基づいて断種を行うには、協議委員会による判断が必要であったが、議会が協議委員会の設置に取り組みなかったためである³⁵。

2 1929年法の制定

(1) 1919年法の改正を求める動き

1919年法は、前述の協議委員会が設置されなかったことに加え、断種の実施に当たって州知事及び州保健委員会事務局長の承認を得る必要があったことから、実効性が低いと受け止められ、施設長、精神保健衛生局等からは、断種の実施要件を緩和するよう求める声が挙がった。1923年と1925年には、1919年法の断種の決定プロセスから州知事等を除外する法案が提出されたが、いずれも審議保留の動議が提出され、成立しなかった³⁶。1920年代を通じて、様々な人々や団体³⁷が立法のための働きかけを行ったものの、いずれも、立法の決め手となるような活動はできなかった。しかし、それらの活動は、後に法案が可決されるための基盤となっていった³⁸。

1927年には、ヴァージニア州の裁判所が精神薄弱を理由に断種を命じたことを支持する判決(いわゆる「バック対ベル」訴訟³⁹の判決)を連邦最高裁判所が下したことを受け、断種を推進する動きはさらに強まっていった⁴⁰。

こうした流れの中で、1929年1月、長らくパーク郡福祉委員会の一員であったヘンリー・L・ミルナー(Henry L. Millner(共和党))上院議員が、1919年法と基本的には同じ目的に立ちつつ、断種の実施の可否の判断において1919年法が求めたような協議委員会の設置や検討、州知事の承認は求めないといった、断種の実施要件の緩和を求める声に応えた内容の法案を提出した。ミルナーは、この法案を主張するに当たって、断種法が機能している州としてカリフォルニア、デラウェア、ペンシルヴァニア等を挙げたが、ちょうど法案審議中に下されたバック対

³⁴ The Governor's Task Force to Determine the Method of Compensation for Victims of North Carolina's Eugenics Board, *op.cit.*(32)

³⁵ Krome-Lukens, *op.cit.*(2), pp.332-333.

³⁶ 両法案が成立しなかった理由は定かではないが、いずれも議会会期切れで廃案となっている。*ibid.*, pp.334-340.

³⁷ 例えば、1924年には、州精神保健衛生局(Bureau of Mental Health and Hygiene)が取りまとめた報告書の中で、1919年法の修正が求められた。慈善及び公共福祉委員会が発行する月刊誌も、主に医師による同様の主張記事をいくつか掲載していた。“What'll You Do about It? Asks Dr. J.K. Hall,” *Public Welfare Progress*, vol.5 no.5, 1924. 5, p.3. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p16062coll9/id/218066/rec/10>> また、同年には、婦人クラブ連盟が、実行可能な断種法に賛成する旨を表明した。“Club Women Support State Welfare Work,” *Public Welfare Progress*, vol.5 no.5, 1924.5, pp.1, 4.

³⁸ Krome-Lukens, *op.cit.*(2), p.348.

³⁹ 「バック対ベル」訴訟については、「第3-1章12 「バック対ベル」訴訟と断種の隆盛」を参照。

⁴⁰ Johanna Schoen, *Choice & coercion: birth control, sterilization, and abortion in public health and welfare*, Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2005, p.82.

ベル訴訟の判決により、合衆国憲法に対する合憲性が認められたヴァージニア州法を踏まえて立案した跡は見られない。この法案に対しては、少数の反対意見が出されたものの、特に大きな議論もなく同年2月18日に成立した⁴¹。

(2) 1929年法の概要

「ノースカロライナ州の慈善施設及び刑事施設の精神欠陥及び精神薄弱の収容者に対し断種手術を実施するための法律」⁴²（以下「1929年法」という。）は、全6条から成る。1919年法との大きな相違点としては、断種の実施の可否の判断に当たって協議委員会の設置や検討、州知事の承認が不要となった点、断種の要件として「公益（public good）になる」⁴³場合を追加した点、施設に收容されていない者も断種の対象とした点、断種手術の対象者となった精神薄弱又は精神欠陥の者の治療歴及び家族歴を収集・保管することが定められた点が挙げられる。

(i) 手術の対象者

ノースカロライナ州又はその下部組織によって、全体的又は部分的に支援されている刑事施設又は慈善施設⁴⁴に收容されている、精神欠陥（mentally defective）又は精神薄弱（feeble-minded）の者が対象となる（「精神欠陥」、「精神薄弱」の法文上の定義はない。）。これらの者の精神的、道徳的若しくは身体的改善のために最善であると考えられる場合又は公益になると考えられる場合、前述の施設の理事会又は責任者に、無性化（asexualization）又は断種（sterilization）に必要な手術を行わせる権限が認められる。（第1条）

また、公的施設の収容者ではない、精神欠陥又は精神薄弱の住民も対象となる。これらの者の最近親者又は法定後見人から申立てがあった場合、公費で手術を行うことが、ノースカロライナ州の郡の行政委員会の義務である。（第2条）⁴⁵

手術の対象者となる精神薄弱又は精神欠陥の者の病歴及び家族歴は可能な限り収集され、申立書に添付されるとともに、最終的には慈善及び公共福祉委員会に永久保存される。（第4条）

(ii) 手術の実施者

1929年法に基づく手術は、正規の資格を有し登録されているノースカロライナ州の医師のみが、施設の責任者、行政委員会、最近親者又は法定代理人によって署名された書面による命令に基づいて行う。そして、この命令は、①ノースカロライナ州慈善及び公共福祉委員会のコミッショナー、②ノースカロライナ州保健委員会事務局長、③ノースカロライナ州の精神薄弱者又は精

⁴¹ Krome-Lukens, *op.cit.*(2), pp.348-353.

⁴² An act to provide for the sterilization of the mentally defective and feeble-minded inmates of charitable and penal institutions of the state of North Carolina. North Carolina Public Law 1929-34, pp.28-29. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/238523>>

⁴³ 小野直子同志社大学教授は、20世紀初頭のアメリカでは、優生学が政府による生殖管理を正当化する思想的枠組みを形成していたと指摘している。この時期、医療や福祉の専門家は人種の質の悪化を懸念し、遺伝性疾患で同種を再生産すると思われる「不適者」の生殖制限が、様々な社会問題を解決するのに不可欠であると主張した。こうした思想的枠組みにおいて、断種は被断種者本人にとっても社会全体にとっても善であると規定されたと述べている。小野直子「ノースカロライナ州における断種政策—生殖の権利と福祉—」『富山大学人文学部紀要』70号、2019, p.105.

⁴⁴ これらの施設には、州立施設のほか、郡立施設等も含まれる。

⁴⁵ 法文上、精神欠陥又は精神薄弱の住民の最近親者又は法定後見人からの申立てがあった場合に手術が行われるため、これらの者に手術を実施する判断が委ねられたようにも読めるが、実際には、第3条のとおり、州当局が最終的な手術の決定権を有していたとされる。Krome-Lukens, *op.cit.*(2), pp.349-350.

神異常者 (insane) のための施設のうち二つの施設の医務責任者の、4人の評価者により署名された承認を得なければならない。(第3条)

(iii) 免責規定

こうした無性化又は断種は、1929年法が許可する全ての場合で合法であり、これらの手術に関わった者は、それによって民事上又は刑事上の責任を負わない。(第5条)

3 1933年法の成立

(1) 1929年法の合憲性をめぐる訴訟

1929年法は、1919年法の下では行われなかった断種を可能にしたが、すぐにその内容の見直しを余儀なくされた。1932年、フォーサイス郡で精神薄弱と診断され、断種を実施すべきとされたメアリー・ブリュワー (Mary Brewer) が、1929年法の合憲性をめぐって訴訟を起こしたのである。

1933年、ノースカロライナ州最高裁判所は、バック対ベル訴訟を参照した上で、断種手術の対象となった者に対し、通知や聴聞の機会、上訴の権利を与えるという規定がないため、1929年法は、合衆国憲法修正第14条が定めるデュー・プロセスに違反しているという判決を下した⁴⁶。

ただし、この判決で1929年法が違憲とされた理由は、あくまでも通知や聴聞、上訴の権利に関する規定の欠如であり、断種を実施することそのものではなかった。そのため、個人が子をもうける基本的権利を有するかどうかではなく、断種の実施に関する適正な手続を確保することが、改正法案を起草する際の焦点となった⁴⁷。

(2) 1929年法改正法案の作成

州最高裁の違憲判決を受けて、1929年法改正法案を作成する動きの中心となったのは、ジョン・S・ブラッドウェイ (John S. Bradway) である。彼は、デューク大学に新設された法律扶助相談所の責任者で、社会事業会議とつながりのある社会改革者でもあった。ブラッドウェイは、改正法案の作成に当たってブリュワーの訴訟に原告側弁護団、被告側弁護団として関わった者たちを集め、改正法案の検討を行った⁴⁸。1933年4月5日、ブラッドウェイらによる1929年法改正法案は、提出されて2週間のうちに成立した⁴⁹。

(3) 改正断種法—1933年法の概要

「精神欠陥者の断種に関するノースカロライナ州 1929年公法律 (Public Laws) 第34章を改

⁴⁶ *Brewer v. Valk*, 204 N.C. 186.

⁴⁷ Alfred L. Brophy and Elizabeth Troutman, “The Eugenics Movement in North Carolina,” *North Carolina Law Review*, Vol.94 No.6, 2016.9.1, p.1920. <<https://core.ac.uk/download/pdf/151515476.pdf>>

⁴⁸ 原告側弁護団、被告側弁護団から、合わせて4名が改正法案の検討に加わった。その全員がデューク大学に在籍していた者であり、一部はブラッドウェイが責任者を務める法律扶助相談所にも関わっていた。このため、ブリュワーの訴訟は、1929年法の手続的な問題を解決するために利用されたものだという指摘がある。Krome-Lukens, *op.cit.*(2), pp.369-370, 375.

⁴⁹ *ibid.*, pp.370-371.

正する法律」⁵⁰（以下「1933年法」⁵¹という。）は、全22条と1929年法よりも大幅に条文数を増やし、1929年法では触れられなかった事柄も規定した。新たに加えられた内容としては、手術の申立人として郡福祉局のソーシャルワーカー等⁵²を追加したこと、申立ての審議機関としてノースカロライナ州優生学委員会を設置したこと、断種の対象者に対して聴聞の通知や上訴の権利を付与したこと等が挙げられる。特に、ソーシャルワーカーに断種を申し立てる権利を付与したのは全米でノースカロライナ州のみであり、同州の断種法の特徴的な点だと言える。

（i）手術の対象者

ノースカロライナ州又はその下部組織によって、全体的又は部分的に支援されている刑事施設又は慈善施設⁵³に収容されている、精神患者（mentally diseased）、精神薄弱者又はてんかん（epileptic）患者が対象となる⁵⁴。これらの者の精神的、道徳的若しくは身体的改善のために最善であると考えられる場合又は公益になると考えられる場合、前述の施設の理事会又は責任者に、これらの者に対する無性化又は断種⁵⁵に必要な手術を行わせる権限が認められる。（第1条）

⁵⁰ An act to amend Chapter 34 of the Public Laws of 1929 of North Carolina relating to the sterilization of persons mentally defective, North Carolina Public Law 1933-224, pp.345-352. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/241749>>

⁵¹ 1933年法は、1935年と1937年に改正されており、本章ではこの改正の内容を反映した1933年法の概要を記載する。改正法は、次の二つである。An act to amend Chapter 224 of the Public Laws of 1933, of North Carolina, relating to the sterilization of persons mentally defective, North Carolina Session Law 1935-463. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/241079>>; An act to amend Chapter 224, Public Laws of 1933, in regard to sterilization procedures, North Carolina Session Law 1937-243. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/298486>> また、両改正法の内容を反映した1933年法の全文は、R. Eugene Brown, *Eugenical Sterilization in North Carolina*, Raleigh: Eugenics Board of North Carolina, 1938, pp.15-21. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/417353>> に掲載されている。なお、1937年には、1933年法の改正と併せて、断種手術を実施するために断種の対象者を州立病院に一時的に入院させることについて定めた法律が制定された。同法は、優生学委員会によって断種手術を承認された者は、手術を行うために適切な州立病院への入院を認められること、州立病院の医師等に手術の実施を許可する優生学委員会の命令により、院長に対して断種手術の対象者を拘束及び管理する権限が与えられること等を定めた。An act to provide for the temporary admission of patients to the state hospitals for the purpose of sterilization, North Carolina Public Law 1937-221. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/298460>>

⁵² 19世紀末のアメリカでは、社会問題の多様化・深刻化、救済対象数の増加と改善困難により、専門的な知見と技術を有する職業的な従事者が求められるようになった。その人材供給源として、ソーシャルワーカーの養成学校が大都市に設置されるようになったほか、大学にも社会学講座が設置・増設され、女性を主な需要層として、ソーシャルワーカーが育成されるようになった。中村 前掲注(6), pp.119-120. 当時、アメリカ南部に設置された養成学校は少なく、ノースカロライナ州の州民には利用しづらかった。また、ノースカロライナ州では、農村部の慣習を理解した上で、農村部独特の社会問題に対処するためのスキルを持つソーシャルワーカーが求められた。そのため、慈善及び公共福祉委員会は、郡の職員等、地元の人々を訓練すべく、マニュアルの作成、ソーシャルワークに関する講習会の実施、季刊誌の発行等を行った。また、ノースカロライナ大学は、1920年に公共福祉学部を設立し、農村部におけるソーシャルワークのカリキュラムを作成し、1年の短期コースから4年制コース等、複数のコースを提供した。授業の一部には、慈善及び公共福祉委員会も協力していた。研修の中で、ソーシャルワーカーは、精神欠陥等が社会問題の根源であるという考えや、現場におけるケースワークの中で、自らが精神薄弱者を認識し、診断する方法等について学んでいった。彼らは、こうした知識を基に、精力的に家庭訪問等を行った。Krome-Lukens, *op.cit.*(2), pp.224, 226-236, 265-266.

⁵³ 断種の可否を決定する機関である優生学委員会（後述）が1960年に作成した断種手術に向けた手続に関するマニュアルは、1933年法で挙げられたこれらの施設について“State Hospitals for the mentally ill and schools for the mentally retarded”（州立精神病院及び精神遅滞者のための学校）と述べている。Eugenics Board of North Carolina, *Manual: The Eugenics Board of North Carolina*, 1960.3, p.2. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/417492>>

⁵⁴ 優生学委員会は、「犯罪者」及び「非行者」という言葉はノースカロライナ州法では使用されていないが、精神薄弱、てんかん、又は精神疾患であることが判明した刑務所及び矯正施設の受刑者の断種は確実に実施する」としている。Brown, *op.cit.*(51), pp.10-11.

⁵⁵ 1933年法の「無性化」とは去勢を、「断種」とは精管切除術（vasectomy）と卵管切除術（salpingectomy）、卵管結

公立施設に入所していない精神疾患患者、精神薄弱者、てんかん患者も断種の対象となる。郡福祉局長、郡福祉局長の機能の全部若しくは一部を実行する他の職員（以下「郡福祉局のソーシャルワーカー等」という。）、前述の患者等の最近親者又は法定後見人から申立てがあった場合、公費で手術を行わせることが、ノースカロライナ州の郡の行政委員会の義務である。（第2条）

（ii）手術の実施者

1933年法に基づく手術は、正規の資格を有し登録されているノースカロライナ州の医師以外が行ってはならない。手術は、この法律に定める手続を遵守した上で、施設の責任者、行政委員会、郡福祉局長、郡福祉局のソーシャルワーカー等、精神薄弱者・精神疾患患者・てんかん患者の最近親者又は法定代理人のいずれかによって署名された書面による命令に基づいてのみ行うものとする。（第3条）

（iii）手術の申立人

手術の対象となる者の属性によって申立人は異なり、具体的には以下のとおりとなる。

- ① ノースカロライナ州又はその下部組織によって、全体的又は部分的に支援されている刑事施設又は慈善施設の収容者である場合、施設長又は正式に認められた代理人が申立人となる。
- ② 州立施設から仮退所中の精神薄弱者、てんかん患者、精神疾患患者の場合、郡福祉局長が申立人となる。
- ③ 郡の刑事施設又は慈善施設の収容者である場合、施設長、正式に認められた代理人、当該施設がある郡の郡福祉局長又は郡福祉局のソーシャルワーカー等が申立人となる。
- ④ 上記の公立施設の収容者ではない場合、手術の対象となる者が居住する郡の郡福祉局長又は郡福祉局のソーシャルワーカー等が申立人となる。

また、次のいずれか又は全ての場合において、1933年法に定める手続を迅速に開始することを、申立人の義務とする。

- ① 手術を行うことが、手術の対象者の精神的、道徳的又は身体的改善のために最善の利益（best interest）になると申立人が考える場合
- ② 手術の対象者に手術を行うことが、公益になると申立人が考える場合
- ③ 手術が行われなければ、手術の対象者が、深刻な身体的・精神的又は神経性の疾患又は欠陥を有する子供をつくる可能性があるると申立人が考える場合
- ④ 手術の対象者の最近親者又は法定代理人が、書面で手術を行うよう申し立てた場合
- ⑤ 施設の収容者が仮退所又は本退所する30日前までに、公務員、収容者の法定後見人又は最近親者が、書面で施設の理事会又は施設長に書面で申し立てた場合（第4条、第20条）

（iv）手術に関する審議機関

断種手術について審議するために、州慈善及び公共福祉委員会のコミッショナー、州保健委

紮術 (tubal ligation) を意味する。Krome-Lukens, *op.cit.*(2), p.11. なお、1948年に優生学委員会が作成した断種マニュアルは、1933年法の無性化について、「優生学委員会は、稀な状況でのみ、この種の手術を許可する」としている。Eugenics Board of North Carolina, *Manual: The Eugenics Board of North Carolina*, 1948.5, p.18. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/417414>>

員会事務局長、州司法長官、ローリー州立病院の医長、ローリー以外に立地する州立の精神薄弱者又は精神異常者のための施設の施設長⁵⁶の5人から成るノースカロライナ州優生学委員会（以下「優生学委員会」という。）を設置する。委員会は、毎年少なくとも四半期ごとにローリー（州都）で開催される。（第5条、第6条）

（v）優生学委員会に対する手術の申立て

1933年法に基づく手続は、前述の申立人が、手術命令を求める申立てを優生学委員会に対して行うことにより開始される。申立ては、書面で行い、医師による手術対象者の精神的・身体的状態に関する記述を含むものとする。さらに、優生学委員会は、申立人に対し、手術対象者とその家族に関する社会的履歴及び医療的履歴を、追加で提出するよう要求することができる。（第8条）

（vi）通知と聴聞

申立ての書面の写しは、聴聞の日時と場所を示した書面による通知とともに、聴聞を開催する少なくとも15日前までに、手術対象者に送付する。申立ての書面の写しと聴聞の通知は、手術対象者の法定又は自然後見人⁵⁷及び最近親者にも送付しなければならない。近親者が不明の場合、手術対象者が居住する郡の法務官に申立ての書面の写しと聴聞の通知を送付し、手術対象者の権利と最善の利益を守ることを法務官の義務とする。

郡内に手術対象者の近親者、法務官、後見人がいない場合、申立人は、手術対象者の権利と利益を守るのに適した後見人を指名するよう、手術対象者が居住する郡の上級裁判所又は閉廷中であってはその裁判官に申請する。指名された後見人には、聴聞の少なくとも15日前までに、申立ての書面の写しと聴聞の通知が送付される。

ただし、手術対象者の親、後見人、配偶者又は最近親者が、手術対象者を収容している施設の監督者又は手術対象者が居住する郡の福祉局長に対し、手術対象者への断種又は無性化手術の実施を求める申立てを提出した場合、上記の手続は不要とする。（第9条）

優生学委員会は、聴聞において、提出された申立て及び申立ての内容を支持又は反対するために提出された証拠を審理し、検討する。（第10条）

優生学委員会が、断種又は無性化手術が手術対象者の精神的、道徳的若しくは身体的改善のために最善の利益になる又は公益に資すると判断した場合、聴聞の終了後15日以内に、手術を実施するよう指示する書面の命令を申立人に送付することが、優生学委員会の義務である。

優生学委員会が申立てを却下した場合は、手術対象者、後見人又は最近親者、夫、妻、父親、母親、兄弟若しくは姉妹のうち1人以上の要求がなければ、1年を経過するまで再度同内容の申立てをすることはできない。（第11条）

（vii）上訴の権利

手術対象者、その代理人、後見人、親、最近親者又は法務官が、法の手続又は手術の理由が十分でない又は理由に確かな証拠がないと考えた場合等には、命令の日から15日以内に、手術

⁵⁶ ローリー州立病院以外の州立の精神薄弱者又は精神異常者のための施設の施設長については、優生学委員会の他の4人のメンバーによって、その時々指名される。

⁵⁷ 自然後見人とは、父母のことを指す。

対象者の居住している郡（施設収容者については、施設に収容される前に居住していた郡）の上級裁判所に上訴する権利を有する。

郡上級裁判所が手術対象者の異議を支持した場合、上訴されない限り、優生学委員会の命令は無効となる。郡上級裁判所が優生学委員会の命令を追認した場合には、その決定後10日以内に原告が最高裁判所に上訴の通知を提出しない限り、優生学委員会の勧告が発効するものとされ、手術対象者は断種又は無性化される。（第13条）

（viii）免責規定

前述の申立人又は1933年法の規定の履行に合法的に関わっている者はいずれも、当該手術の遂行に過失がある場合を除き、その関わりを理由として、民事上又は刑事上の責任を負わない。（第16条）

1933年法の成立により、郡福祉局のソーシャルワーカー等が断種の申立てを行えるようになったことに伴い、福祉支出の抑制、断種対象者の健康状態の改善、断種の実施後に訓練学校の収容者を釈放することによる施設の過密化の緩和等、州政府は様々な目標を掲げるようになった⁵⁸。

4 1974年法の制定

（1）優生学的断種に対する批判の高まり

多くの州で、1940年代後半から優生学的断種が減少に転じたのとは対照的に、ノースカロライナ州では、優生学的断種が拡大していった⁵⁹。

しかし、1950年代に入ると、優生学的断種の理論的根拠に疑問を呈する精神科医が現れたほか、1960年代には優生学的断種に反対する医療従事者が出るなど、医師らが優生学的断種から距離を取り始めた⁶⁰。

また、1960年代は、公民権運動や女性の権利運動が広がったことに加え、従来の避妊具に比べて、より信頼性の高い避妊用ピルの開発や、子宮内避妊器具の改良、精神疾患に関する理解の深まりを背景とした優生学的断種に対する医師からの批判等、優生学委員会が断種を控える契機となる出来事が発生した時期でもあった。1970年代初めには、優生学委員会は、家族が反対している、又は家族が断種は手術を意味すると理解していない場合には、手術を承認しないようになっていた⁶¹。

1973年には、優生学委員会の承認を受けて断種された女性が、断種により憲法上の権利を侵害されたと主張し、優生学委員会、ソーシャルワーカー及び医師に対して損害賠償を求めた上、1933年法の合憲性を争う訴訟を提起した⁶²。このことで、優生学委員会の過去の決定に対する

⁵⁸ Schoen, *op.cit.*(40), p.84.

⁵⁹ ノースカロライナ州の断種数の拡大については、「本章III(2) 断種の実施期間の特徴」で後述する。 *ibid.*, p.104.

⁶⁰ *ibid.*, p.136.

⁶¹ *ibid.*, pp.130-131.

⁶² 黒人女性であるニアル・ルース・コックス (Nial Ruth Cox) は、1964年に18歳で未婚のまま子を出産した直後、ソーシャルワーカーの訪問を受け、断種に同意しなければ家族への生活保護費を打ち切ると告げられた。ニアルは当時未成年であったため、法的に断種に同意することはできず、代わりに彼女の母親が同意した。1965年に手術が実施されたが、ニアルも彼女の母親も、手術の効果は一時的であると考えていたところ、実際に行われたのは卵管切除であった。1970年、ニアルは、自身が受けた手術が不可逆的なものであると知り、1973年に断種法（1933

社会的な批判が高まった⁶³。

(2) 優生学委員会の方針変更

優生学委員会の内部からも、優生学的断種に反対する者が出始めていた。優生学的断種に疑問を呈する優生学委員会の委員は1970年まで稀であったが⁶⁴、1970年に、優生学委員会の委員長を務めていたクリフトン・クレイグ (Clifton Craig) は、「優生学委員会は法と運営において時代遅れであり、新しい法律を採用しなければならないと信じている」とし、優生学委員会の内部から改革を試みた⁶⁵。

1972年6月に開催された優生学委員会では、「経口避妊薬や子宮内避妊器具等の外科的断種に代わる措置が検討されるべきであり、そうした措置が不十分又は不適切である理由は、断種の申立書とともに優生学委員会に提出される資料に記載されるべきである」とされた。また、「患者又は家族が手続に反対した場合、断種の承認はきわめて稀にしか与えられない」こと、郡福祉局のソーシャルワーカー等に対し、断種の申立てを裏付けるためのより多くの文書を作成することが命じられた。さらに、知能指数 (Intelligence Quotient: IQ) ⁶⁶は精神遅滞の指標としては時に疑わしいとし、「知能指数のみに基づく断種の要求は、特に知能指数が55を超える場合、さらなる評価が必要であることを示している」とした⁶⁷。

こうした方針変更以来、優生学委員会は、知能指数に関する疑いや、他の選択肢の存在、文書の欠如、断種対象者が若すぎる等の理由で、断種の申立てを却下するようになった。徐々に断種の申立て数は減少し、承認率も減少していった⁶⁸。それでも、優生学委員会は、妊娠のリスクがある精神疾患の女性又は知能指数が非常に低い女性に対する断種の申立ての承認を続けていた⁶⁹。

1973年には、「レルフ対ワインバーガー (Relf v. Weinberger)」訴訟⁷⁰の提起を受けて、連邦政府の保健教育福祉省 (Department of Health, Education and Welfare) 長官であったキャスパー・ワインバーガー (Caspar Weinberger) が、断種における個人の権利を保護するための規則の策定を指示する旨を、各州政府に対して伝えた⁷¹。

年法)の合憲性等を争う訴訟を提起した。1975年、連邦第4巡回区控訴裁判所は、(1974年法による改正を受けて)1933年法はもはや有効でなく、1933年法が違憲であるとの判決を求める訴えは争訟性を欠く (moot) という判断を示した。Cox v. Stanton, 381 F. Supp. 349 (1974); Cox v. Stanton, 529 F.2d 47 (4th Cir. 1975)

⁶³ Schoen, *op.cit.*(40), p.130.

⁶⁴ ラトガース・ニュージャージー州立大学歴史学部のジョアンナ・ショーン (Johanna Schoen) 教授によれば、最初に優生学的断種に疑問を呈する優生学委員会の委員が出たのは、1955年であったとされる。*ibid.*, p.128.

⁶⁵ John Railey et al., "Little Notice and Less Explanation," Kevin Begos et al., *Against Their Will: North Carolina's Sterilization Program and the campaign for reparations*, Apalachicola, FL: Gray Oak Books, 2012, pp.171-172.

⁶⁶ 優生学委員会の1938年の優生学的断種の解説書及び1948年のマニュアルでは、精神薄弱を理由とする手術の申立てには知能指数、精神年齢等が併せて提出されなければならないとされていた。Brown, *op.cit.*(51), p.12; Eugenics Board of North Carolina, *op.cit.*(55), pp.11-12.

⁶⁷ Railey et al., *op.cit.*(65), pp.172-173.

⁶⁸ 1971年には、165件の申立てを審査してそのうち106件を承認、1973年には、47件の申立てを審査してそのうち19件を承認したとされる。*ibid.*, p.173.

⁶⁹ *ibid.*, p.174.

⁷⁰ アラバマ州モンゴメリーに住む黒人のレルフ家の姉妹に対して行われた強制的な断種手術をめぐる、被害者らがアメリカ保健教育福祉省を相手取って提起した訴訟(「第3-1章I4(2)「レルフ対ワインバーガー (Relf v. Weinberger)」訴訟」参照)。

⁷¹ "H.E.W. Chief Issues Guidelines to Protect Rights of Minors and Others in Sterilization Cases," *New York Times*, 1973.7.20.

(3) 1974年法の成立とその概要

ワインバーガーの指示を受け、優生学委員会⁷²は、断種に関する州法の修正について、ノースカロライナ州司法省に相談した⁷³。最終的に、州議会は、断種に関する権限を、優生学委員会から司法に移すことを決めた。

1974年、州議会は「精神疾患者及び無能力者」と題する一般法典（General Statutes）第35章第7条を改正する法律⁷⁴（以下「1974年法」という。）を成立させた。同法第1条により、一般法典第35章第7条が改正され、施設長、郡福祉局長、郡福祉局のソーシャルワーカー等が、施設内外の精神疾患者（mentally ill）及び精神遅滞者（mentally retarded）に対する断種の申立てを行う機関は、優生学委員会から郡の地方裁判所となった⁷⁵。

ただし、1974年法は、1933年法と同様に、当事者の精神的・道徳的あるいは身体的改善のために最善であると考えられる場合、断種が公益になると考えられる場合、断種しなければ深刻な身体的・精神的又は神経性の疾患又は欠陥を有する子供をつくる可能性がある場合等において、断種を認めていた。

5 強制断種に関する法律の廃止

2002年12月、『ウィンストン・セーラム・ジャーナル』紙は、ノースカロライナ州における優生学的断種の歴史を一週間にわたって連載した。その内容は大きな衝撃をもたらした。また、当時の州知事であったマイク・イズリー（Mike Easley（民主党））は、「過去の不正と長年にわたる苦しみについて、州を代表して被害者とその家族に深く謝罪する」とのコメントを同紙に寄せた⁷⁶。

知事による謝罪の後、強制断種の根拠法を廃止しようとする動きが強まり、2003年2月、「精神疾患者又は精神遅滞者の強制断種手術を認める法律を廃止し、医学的必要性がある場合にのみ精神疾患又は精神遅滞の被後見人の断種手術を認め、一般法典に付随修正を加える法律」⁷⁷案が下院に提出された。この法案の中心人物であったラリー・ウォンブル（Larry Womble（民主党））上院議員は、強制断種を認める法律は「残忍で罪深い」とし、「まるでジェノサイドだ」とも述べた⁷⁸。

⁷² 優生学委員会は、1973年に Eugenics Board of North Carolina から Eugenics Commission へと改名・改組された。
An act to further effectuate the reorganization of state government #2, North Carolina Session Law 1973-476, pp.632-633. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/358529>>

⁷³ Railey et al., *op.cit.*(65), p.174.

⁷⁴ An act to rewrite Chapter 35, Article 7, of the General Statutes entitled “Persons with mental diseases and incompetents”, North Carolina Session Law 1973-1281. North Carolina General Assembly <<https://www.ncleg.gov/EnactedLegislation/SessionLaws/PDF/1973-1974/SL1973-1281.pdf>>

⁷⁵ なお、優生学委員会が法的に解体されたのは、1977年である。An act to repeal G.S.143B-151 and G.S.143B-152 so as to abolish the Eugenics Commission, North Carolina Session Law 1977-497. North Carolina General Assembly <<https://www.ncleg.gov/EnactedLegislation/SessionLaws/PDF/1977-1978/SL1977-497.pdf>>

⁷⁶ “N.C. governor apologizes to sterilization victims,” 2002.12.13. AccessWDUN.com website <<https://accesswdun.com/article/2002/12/186617>>

⁷⁷ この法律により、強制断種を定めていた一般法典第35章第7条は廃止された。また、一般法典第35A章第8条に、医学的必要性がある場合、精神疾患又は精神遅滞の被後見人の断種を認める手続に関する規定が追加された。An act to repeal the law that authorizes the involuntary sterilization of persons who are mentally ill or mentally retarded, to permit the sterilization of mentally ill or mentally retarded wards only when there is a medical necessity, and to make conforming changes to the general statutes, North Carolina Session Law 2003-13. North Carolina General Assembly <<https://www.ncleg.gov/EnactedLegislation/SessionLaws/PDF/2003-2004/SL2003-13.pdf>>

⁷⁸ Dana Damico, “Law That Lets Judges Order Sterilizations Facing Repeal: Womble Says 1975 Measure ‘Atrocious, Ungodly,’” February 19, 2003,” Begos et al., *op.cit.*(65), p.179.

同法案は、3月26日に下院で可決され⁷⁹、4月2日には上院で可決されて成立した⁸⁰。

II 断種手術の対象範囲

1 法律で定められた範囲

前述のとおり、1929年法及び1933年法に共通する断種手術の対象者は「精神薄弱者」であり、施設の入所者だけでなく、施設外で生活している者も対象となった。

精神薄弱とは、1910年のアメリカ精神薄弱研究協会において、「遺伝学的見地から判断される、発達の遅滞・不全を原因とする、健常者との対等な競争や通常の思慮分別ある自己管理・事務管理ができない程度のあらゆる精神欠陥を含む」と定義された⁸¹。

優生学委員会が施設や郡の福祉・保健担当者等に向けて作成した、断種手術に向けた手続等に関する1938年の解説書（以下「1938年解説書」という。）及び1948年のマニュアル（以下「1948年マニュアル」という。）では、精神薄弱を理由とする手術の申立てには、知能指数、精神年齢等の記載が求められるとともに、精神薄弱であり、かつ、手術を推奨するとの医師の診断書の添付が求められた⁸²。同解説書・マニュアルには基準となる具体的なIQ値は示されていないが、IQ値を求めるスタンフォード・ビネー知能検査の作成者でありアメリカ心理学会会長も務めたターマン（Lewis Madison Terman）は、精神薄弱の境界値をIQ70に置いていた⁸³。

2 断種の判断の実態

ノースカロライナ州の優生学的断種法において、断種の対象とされた疾患のうち、1929年6月から1968年7月までに断種された者の約70%が、精神薄弱とされていた。しかし、精神薄弱は、生殖に値しないとみなされた個人を断種するための、広範な裁量を州に与える用語であったと指摘されている⁸⁴。

(1) 遺伝による識別

優生学的観点から、保健及び福祉の専門家、優生学委員会の委員は、断種対象者の家族（家系・遺伝）に注目していた。優生学委員会の1938年解説書では、断種対象者の家族に精神欠陥が見られる者がいた場合には、断種の申立書の「病歴」欄に記載するよう求められていた⁸⁵。行

⁷⁹ Dana Damico, "House votes 116-1 to end sterilization law: Rarely used law a remnant of N.C. eugenics program, March 27, 2003," Begos et al., *op.cit.*(65), p.188.

⁸⁰ David Rice and John Railey, "Sanate vote to repeal sterilization law: Easely expected to sign bill; panel to look at reparations, April 4, 2003," Begos et al., *op.cit.*(65), p.190.

⁸¹ "Report of Committee on Classification of Feeble-Minded," *Journal of Psycho-Asthenics*, Vol.15, 1910, p.61. The Minnesota Governor's Council on Developmental Disabilities website <<https://mn.gov/mnddc/past/pdf/10s/10/10-RCC-CF.pdf>>

⁸² 前掲注(66)参照。

⁸³ 「第2章II3(2)ターマン」参照。イギリスのソーシャルワーカーで、断種を支持していたモヤ・ウッドサイド（Moya Woodside）は、1950年にまとめたノースカロライナ州の断種に関する報告書の中で、好ましくない要因が見つかった場合には、知能指数が70を「わずかに上回る境界線（borderline）の事例でも、稀に断種が許可される場合がある」と述べている。Moya Woodside, *Sterilization in North Carolina: A Sociological and Psychological Study*, Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1950, p.10.

⁸⁴ 1929年6月から1968年7月までに断種された者のうち、5%がてんかん、24%が精神疾患、71%が精神薄弱と診断されていた。Daren Bakst, "North Carolina's Forced-Sterilization Program A Case for Compensating the Living Victims," 2011, pp.6-7. John Locke Foundation website <<https://www.johnlocke.org/wp-content/uploads/2016/06/NCEugenics.pdf>>

⁸⁵ Brown, *op.cit.*(51), p.12.

政は、精神疾患等がある一族を特定した場合、高い頻度で、その一族から複数の者を断種しようとした⁸⁶。

こうした傾向の具体的な事例として、キャスウェル訓練学校から提出された断種の申立書を挙げることができる。キャスウェル訓練学校は、1954年ごろから、優生学委員会に対する申立書に、収容者の家族歴及び社会的履歴に関する報告を添付し始めた。その結果、申立書の約半分には、家族の問題（両親又は兄弟の、精神疾患、精神遅滞、犯罪、福祉への依存、性的非行等の履歴）が添付されるようになった⁸⁷。

(2) 経済状況による識別

1930年代、アメリカが大恐慌で苦しんでいた頃、保健や福祉の関係者は、福祉への依存を精神薄弱等と結び付け、そうした者の断種が解決をもたらすと主張した。そして、貧困と精神薄弱等の間に関係があることを裏付けるような研究が、州内で行われた。例えば、1937年に行われたある調査では、「生活水準が低く、文化的・知的発達のレベルが低い、貧しい「辺境」の土地に散在する農村コミュニティでは、明らかに精神欠陥者の発生する頻度が高い」と結論付けた⁸⁸。また、1945年に行われた調査では、構成員のうち5人が断種手術を申し立てられた一族について、確認された構成員89人の多くが、アルコール依存、乱交、梅毒といった社会・健康問題を抱えていることが地域で知られており、何らかの公的な経済的支援を受けているとの報告がなされている⁸⁹。

その結果、断種プログラムの対象となったのは、多くが貧困状態の人々であった。ラトガース・ニュージャージー州立大学歴史学部のジョアンナ・ショーン (Johanna Schoen) 教授が、ノースカロライナ州における断種手術の申立てのうち1割に当たる800件を抽出調査したところ、うち147件で断種手術を申し立てられた者の職歴が残されており、その4分の1に当たる39人は就業が不可能な状態と記録されていた。また、職歴が残されていた147人の63%に当たる者の家計は何らかの福祉給付を受給していた⁹⁰。

就労不可能であることや福祉給付の受給歴があることは、精神薄弱の兆候とされただけでなく、それ自体が断種手術の実施理由にもなった。ショーンによれば、1936年から1938年頃の優生学委員会の会合記録を見ると、優生学委員会の委員は、患者が経済的な依存状態にあること又はそのような状態に陥る可能性のあることが、州に断種を検討する権利を与えると主張していたという。また、断種手術に反対する家族に対しては、「患者が自分自身や今後産む可能性のある子供を必ず養えること」、「生まれた子供が自分自身を養えること」を証明するように求めていたという⁹¹。

ノースカロライナ州は、貧困をはじめとする「社会悪」に取り組む郡福祉局のソーシャル

⁸⁶ 優生学委員会で断種手術の申立てが審議された328家族からの549人についてショーンが調べたところ、一族の中から5人が断種手術を申し立てられた例が散見されるほか、ある一族からは11人が断種手術を申し立てられていたという。Schoen, *op.cit.*(40), pp.88, 268.

⁸⁷ Katherine Castles, "Quiet Eugenics: Sterilization in North Carolina's Institutions for the Mentally Retarded, 1945-1965," *The Journal of Southern History*, Vol.68 No.4, 2002.11, p.861.

⁸⁸ Schoen, *op.cit.*(40), p.90.

⁸⁹ Eugenics Board of North Carolina, *A Study Relating to Mental Illness, Mental Deficiency and Epilepsy in a Selected Rural County*, 1948.5, pp.following 6, 12-14. National Library of Medicine Digital Collections website <<http://resourcere.nlm.nih.gov/43030330R>>

⁹⁰ Schoen, *op.cit.*(40), pp.89-90, 269.

⁹¹ *ibid.*, p.91.

ワーカー等を手術の申立人に加えた全米で唯一の州となり、その断種プログラムは、他のどの州よりも、断種における州の経済的利益を明確に表していたとショーンは論じている⁹²。優生学委員会の1938年解説書も、断種対象の典型例としてノースカロライナ州ウェイク郡のある家族を挙げ、精神薄弱の夫婦に生まれた子供8人のうち5人が精神薄弱であり、この一家を養うために郡と州が支出した額は3万ドルを下らないとして、断種の望ましい効果としての公的福祉支出の削減を示唆している⁹³。

(3) 性的非行による識別

チャールズ・ダヴェンポート (Charles Benedict Davenport) らの優生学者による、性的に不道德な人間は犯罪性や精神薄弱に苛まれているとの主張は、ノースカロライナ州の保健や福祉の専門家にも影響を与え、性的非行も精神疾患や精神薄弱の兆候とされた⁹⁴。1948年に州の断種プログラムによって断種された40人に対して行われた調査によれば、40人中19人が性的非行と診断されていた⁹⁵。

優生学委員会の委員には、断種を「精神障害、精神欠陥又は性的に乱れた者」に対して実施できると説明する者もいた。断種の対象者の性的記録が含まれている個人記録のうち、性的非行と記載されていたものは、約80%に上った⁹⁶。特に女性の場合、婚姻外性交渉等を行うことは、精神薄弱を示すものと考えられていたという⁹⁷。

断種の対象とみなされるような者が、異なる人種の者と性行為をした場合、その行動はさらに問題視されることになった。ショーンが優生学委員会の記録を調べたところでは、ソーシャルワーカーや優生学委員会の委員は、異人種間の性行為に及んだ者に対し、人種の区別をつけられないとして、それを精神疾患又は精神薄弱の明白な兆候だと解釈している例が複数見られたという⁹⁸。

III 断種手術の実施状況

1 1929年から1974年の間に行われた断種

(1) 実施された断種数

ノースカロライナ州は、優生学委員会の隔年報告書等を基に集計した結果、1929年から1974年にかけて、約7,600人が断種されたとしている⁹⁹。その詳細を、表1、表2に示す。

⁹² *ibid.*, p.83.

⁹³ Brown, *op.cit.*(51), pp.9-10.

⁹⁴ Schoen, *op.cit.*(40), p.93. アメリカにおける優生学の先駆者であったダヴェンポートは、精神薄弱と性欲、逸脱行動の関係に深い関心を寄せており、性的に不道德な人間は、犯罪性や精神薄弱に苛まれていると主張した。Daniel Kevles, *In the Name of Eugenics*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1985, pp.52-53. (邦訳:ダニエル・J. ケヴルズ (西俣総平訳)『優生学の名のもとに—「人類改良」の悪夢の百年—』朝日新聞社, 1993.) ダヴェンポートについては、「第2章II2(2) 優生学記録局とダヴェンポート」も参照。

⁹⁵ Eugenics Board of North Carolina, *op.cit.*(89), p.10.

⁹⁶ ショーンによれば、ノースカロライナ州における断種手術の申立ての1割に当たる800件を調べた抽出調査では、178件に性的記録が含まれており、そのうち142件に性的非行と記載されていたとしている。Schoen, *op.cit.*(40), pp.95, 271.

⁹⁷ *ibid.*, p.95.

⁹⁸ *ibid.*

⁹⁹ Don Akin, “Estimation of Number of Sterilization Victim Survivors.” [2011.4.27]. North Carolina Department of Administration website <<https://files.nc.gov/ncdoa/JSV/DonAkin-SterilizationPresentation-4272011.pdf>> ただし、「本章III 3 優生学的断種法の範囲外で行われた断種」で後述するように、州の優生学的断種法の枠組みの範囲外で断種され

表1 1929年から1974年にかけて実施された断種数（年齢及び断種実施時期別）

	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	不明	合計
1929年1月～1935年6月	87	87	42	4	2	1	223
1935年7月～1940年6月	380	205	112	11	1	0	709
1940年7月～1950年6月	727	593	249	36	0	1	1,606
1950年7月～1960年6月	936	1,201	745	93	8	0	2,983
1960年7月～1968年12月	686	717	260	23	1	0	1,687
1969年1月～1974年12月	174	118	26	2	0	0	320
合計	2,990	2,921	1,434	169	12	2	7,528

(出典) Don Akin, “Distribution of Victims by Date of Sterilization and Age,” *Estimation of Number of Sterilization Victim Survivors*, 2011.4.27. North Carolina Department of Administration website <<https://files.nc.gov/ncdoa/JSV/DonAkin-SterilizationPresentation-4272011.pdf>> を基に作成。

表2 1929年から1974年にかけて実施された断種数（性別及び年齢別）

	男性	女性	合計
10-19歳	445	2,545	2,990
20-29歳	368	2,553	2,921
30-39歳	205	1,229	1,434
40-49歳	78	91	169
50歳以上	12	0	12
不明	2	0	2
合計	1,110	6,418	7,528

(出典) Don Akin, “Distribution of Victims by Age and Gender,” *Estimation of Number of Sterilization Victim Survivors*, 2011.4.27. North Carolina Department of Administration website <<https://files.nc.gov/ncdoa/JSV/DonAkin-SterilizationPresentation-4272011.pdf>> を基に作成。

(2) 断種の実施期間の特徴

表1は、断種が多く行われたのは、1940年7月から1968年12月までの期間であることを示している。州によれば、優生学委員会の下で断種が最も盛んに行われたのは1946年7月から1968年12月までの期間であり、この間に5,368名の断種が行われたとされる¹⁰⁰。

(i) 断種が低調だった期間とその理由

1929年法が成立して以降、ノースカロライナ州では断種が可能になったものの、1940年代半ばまでは実施数が少なかった。こうした状況の理由として、「本章III(3)(iii)人種」で後述するように、当時は黒人に対する断種件数が比較的少なかったことが指摘されている。1930年代、1940年代の同州では福祉給付にも人種差別が及んでおり、福祉給付の受給率が低かった黒人は、郡福祉局のソーシャルワーカー等との接触も限定的であった。そのために、公的福祉支出の削減を目的とする断種手術の対象に黒人になることが比較的少なかったと考えられている¹⁰¹。

た者が存在するが、この統計にそれらの者は含まれていない。

¹⁰⁰ The Governor’s Task Force to Determine the Method of Compensation for Victims of North Carolina’s Eugenics Board, *op.cit.*(32), p.6.

¹⁰¹ Schoen, *op.cit.*(40), pp.108-109.

また、医師や設備の不足も大きな問題だった。病院のベッドが利用できない、外科医が不足している等の状況において、手術を実施することは困難であった。1944年に状況を調査した州の委員会の報告によれば、州の病院のベッド数は、人口1,000人当たり4床という推奨基準を満たすには遠く及ばず、ベッドを備えた病院自体がない郡も多く存在した。ノースカロライナ州の人口に対する医師数の比率は全米45位¹⁰²で、医師の増員が求められていた。さらに、戦時期の医師の招集は、断種手術をさらに減少させた¹⁰³。

(ii) 断種が増加した期間とその理由

多くの州で、1940年代後半には優生学的断種が実施されなくなった¹⁰⁴のとは対照的に、ノースカロライナ州において断種が最も盛んに行われたのは、1946年以降である。この時期に断種が拡大した背景には、州の公共福祉委員会¹⁰⁵による積極的な断種の推進と、断種プログラムの支持者たちが結成した「人間改良同盟」(Human Betterment League)の活動があったと指摘されている。これらの機関、団体の活動については、「本章V1 断種を推進する動き」で後述する。

(3) 被断種者の属性の特徴

(i) 性別

表2から、ノースカロライナ州では、男性よりも女性が多く断種されていたことが読み取れる。全断種数に占める女性の割合を計算すると、約85%となる。

1966年に発行された優生学委員会の隔年報告書によれば、1929年から1966年6月までの期間において、1929年を除き、男性より女性の断種数の方が多かった。1933年以降は、その年の全断種数に占める女性の割合が70%を切ることはなかった¹⁰⁶。

女性比率の高さは、貧困、精神薄弱、非行、福祉関連コストの増加という相互に関連する社会問題に対処するための方法として断種を推進した州や断種の支持者の考えに拠るところが大きい。貧しい女性に対する断種は、将来の家族支援に係る福祉コスト削減の意味を持ったからである¹⁰⁷。

(ii) 年齢

表1及び表2から、10歳から29歳までの者に対して断種が多く行われていたことが分かる。この年齢層に対する断種数は、全断種数の約79%を占めている。

¹⁰² 当時のアメリカにおける州の数は、48州であった。

¹⁰³ Schoen, *op.cit.*(40), p.105.

¹⁰⁴ 1940年代には、優生学の理論の弱体化とともに、大恐慌からの脱却、第二次世界大戦の開始による戦時雇用の増加、福祉給付受給者の大幅な減少等の理由から、優生学的断種への関心が薄れていった。また、ナチ・ドイツにおける断種の濫用が報道されたことも、断種の評判を落とす一因となった。*ibid.*, pp.104-105.

¹⁰⁵ 1945年、慈善及び公共福祉委員会から、公共福祉委員会(The Board of Public Welfare)に改称された。

¹⁰⁶ 1929年は、男性が2人、女性が1人の計3人断種されている。*Biennial report of the Eugenics Board of North Carolina, July 1 1964 to June 30 1966*, p.26. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/257367/rec/1>>

¹⁰⁷ Danielle R. Gartner et al., "Implementation of Eugenic Sterilization in North Carolina: Geographic Proximity to Raleigh and its Association with Female Sterilization During the Mid-20th Century," *Southeastern Geographer*, Vol.60 No.3. Fall 2020, pp.255-256.

(iii) 人種

ノースカロライナ州では、1929年7月から1948年6月までの間に、2,070件の断種手術が実施された。人種別の内訳は、白人1,576人、黒人494人であった。さらに性別も加えると、黒人女性301人に対して白人女性1,330人、黒人男性193人に対して白人男性246人であり、白人、特に女性に対する断種が多かった¹⁰⁸。

しかし、1950年代の後半から、傾向が変わっていく。優生学委員会の隔年報告書によると、各報告書の該当期間（2年間）における全断種数に占める黒人の割合は、1946年から1948年の間には18.2%であったが、1956年から1958年の間には48.8%となり、1964年から1966年の間には、64.0%まで上昇した¹⁰⁹。

断種数に占める黒人の割合が増加した大きな要因の一つとされるのが、要扶養児童扶助（Aid to Dependent Children: ADC）の受給者群の変化である。ADCは、ニューディール政策の一環として、1935年の社会保障法（Social Security Act of 1935, P.L.74-271）成立に伴い導入された、親の死亡、家庭における継続的な不在、身体的・精神的障害等の理由によって、親による扶養や世話をはく奪されている16歳未満の児童に対して行われた現金給付である¹¹⁰。ただし、連邦政府が州に補助金を交付し、各州が独自の基準に基づいて事業の管轄と運営を行ったため、州の裁量権が大きく、受給額及び審査基準において州ごとの偏りが大きかった¹¹¹。ノースカロライナ州においては、1930年代から1940年代にかけて、黒人はADCの受給対象から排除されることが多く、郡福祉局のソーシャルワーカー等との接触は限定的であった¹¹²。

1940年代半ば以降、連邦政府は、各州で行われている差別的なADCの支給を改善するため、連邦としての基準を定める等の施策を行った¹¹³。こうした連邦政府の取組により、ノースカロライナ州でも、多くの黒人がADCを受給するようになった。その結果、黒人が郡福祉局のソーシャルワーカー等と接触する機会が増加し、ソーシャルワーカー等による断種の申立ての対象となっていった¹¹⁴。

また、ショーンによれば、当時、黒人女性は、配偶者との離別、離婚、死別に見舞われることが多く、そのような場合にはADCを必要とすることが多かったため、ADCと黒人女性を結び付ける傾向が強まった。ADCの経費増加に対する懸念は、断種数に占める黒人の割合増加につながった¹¹⁵。

(iv) 施設入所の有無

1950年代初頭まで、断種の申立ての多くは、施設から行われていた。しかし、1954年以降、

¹⁰⁸ *Biennial report of the Eugenics Board of North Carolina*, July 1 1946 to June 30 1948, p.24. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/257376/rec/10>>

¹⁰⁹ *ibid.*, p.20; *Biennial report of the Eugenics Board of North Carolina*, July 1 1956 to June 30 1958, p.20. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/257371/rec/2>>; *Biennial report of the Eugenics Board of North Carolina*, *op.cit.*(106), p.20.

¹¹⁰ 小林勇人「初期ワークフェア構想の帰結—就労要請の強化による福祉の縮小—」『Core Ethics』2号, 2006, p.104.

¹¹¹ 土屋和代「福祉権の聖歌—全米福祉権団体の結成と人種、階級、ジェンダー—」『Rikkyo American studies』38号, 2016.3, p.83.

¹¹² Schoen, *op.cit.*(40), p.108.

¹¹³ Winifred Bell, *Aid to Dependent Children*, New York: Columbia University Press, 1965, p.53.

¹¹⁴ Schoen, *op.cit.*(40), p.108.

¹¹⁵ *ibid.*, pp.108-109. 断種数に占める黒人の割合の増加要因として、1950年代以降の強制断種手術の申立てや優生学委員会での審議における黒人に対する人種差別的な取扱いも指摘されている。John Railey, “Wicked silence,” Begos et al., *op.cit.*(65), pp.102-108.

施設収容者に対する断種手術は減少した。この背景には、州立病院に勤務し、収容者に対する手術の申立てを担っていた精神科医が優生学的断種から距離を置き始めたこと、1950年代に入って精神疾患の治療に効果的な薬が登場した結果、治療の中心的な手法が、施設への収容やショック療法から薬物療法へと変化したことがあった¹¹⁶。

代わって断種を推進するようになったのは、州公共福祉委員会であった。「本章V1(1) 福祉関係者」で後述するように、1951年、州公共福祉委員会は貧困対策強化のためとして、断種プログラムの利用を拡大することを提言した。この方針により、1937年から1951年の間に実施された全断種手術に占める施設外の者に対する断種手術は23%に過ぎなかった一方、1952年から1966年の間の同割合は76%にまで増加した¹¹⁷。

(4) 同意の有無

ノースカロライナ州の断種法では、断種を実施するに当たって、断種対象者及びその近親者等からの同意が必要とは明記されていない。しかし、優生学委員会が作成したマニュアルは、同意を確保する利点について述べ、同意の様式を提供している。

優生学委員会は、1948年マニュアルにおいて、申立て時に同意があれば、申立てを受理した後の最初の会議で承認の命令を発出することができ、断種手術の承認後はすぐに手術を実行できるとした。その上で、断種の対象とされた者の属性ごとに、誰の同意が必要かについて説明した¹¹⁸。

実施された断種手術のうち、どの程度が同意を得て行われたのか、はっきりとした数は分かっていない。ただし、優生学委員会の隔年報告書を用いて、同意のない申立ての割合を分析した論文によれば、1936年から1954年の間に行われた申立てのうち、本人又は家族の同意のない申立ての割合は、いずれの年においても6.5%を超えることはなかったという¹¹⁹。また、優生学委員会の記録によれば、1964年から1973年までの間に断種手術を受けた1,232人のうち、1人を除いて全員が本人又は家族の同意の下で断種手術を受けたとされている¹²⁰。

ただし、断種に対する同意は、強制によって得られたものも多いと指摘されている。例えば、断種された者の中には、断種手術を受けない場合、家族の受給している福祉給付を止めるとソーシャルワーカーに脅され、手術に同意せざるを得なかった者がいた¹²¹。施設の入所者の例では、入所者を施設から退所させる条件として、親族の断種への同意が使われた¹²²。

¹¹⁶ Railey, *ibid.*, p.100.

¹¹⁷ *ibid.*, p.109.

¹¹⁸ 断種の対象とされた本人による同意は、その者が①21歳以上である場合、②四つの州立病院又はキャスウェル訓練学校の、いずれの収容者でもない場合、③管轄権を有する裁判所によって、精神的に病んでいると宣言されていない場合に行えるとされた。本人による同意以外では、断種される者が既婚の場合、配偶者の同意が求められた。未婚の場合、親が生きている場合は親の、死亡している場合には近親者の同意が求められた。未成年者の場合、親（可能であれば父親）の同意が求められ、親が死亡している場合、訴訟後見人（guardian ad litem）の同意が必要とされた。Eugenics Board of North Carolina, *op.cit.*(55), pp.12-13. なお、ノースカロライナ州では「手術の同意を得るために多大な努力が払われていた」と指摘する文献もある。Julius Paul, *Three Generations of Imbeciles are Enough: State Eugenic Sterilization Laws in American Thought and Practice*, Washington, D.C.: Walter Reed Army Institute of Research, 1965, p.422. <<http://buckvbell.com/pdf/JPaulmss.pdf>>

¹¹⁹ Brophy and Troutman, *op.cit.*(47), pp.1929, 1952.

¹²⁰ Sarah Brightman et al., "State-directed Sterilizations in North Carolina: Victim-centredness and Reparations," *The British Journal of Criminology*, Volume 55 Issue 3, May 2015, p.479.

¹²¹ Scott Sexton, "Are victims of Eugenic Sterilization Program any closer to a fulfillment of promises?" *Winston-Salem Journal*, 2014.6.29; 前掲注(62)も参照。

¹²² Castles, *op.cit.*(87), p.856.

2 1975年以降に行われた断種

1974年法が施行された1975年以降に、どれほどの数の断種が地方裁判所によって承認されたのかは明らかでない。ノースカロライナ州裁判所管理局 (Administrative Office of the Courts) の統計には、2001年から2002年までにおける3件のみが記録されている。また、2003年時点のノースカロライナ州精神保健福祉局 (Department of Mental Health and Human Services) の発表によれば、過去5年間に州立精神病院の患者1人が断種されたという¹²³。

3 優生学的断種法の範囲外で行われた断種

断種の可否判断は、1929年法では4人の評価者が、1933年法では優生学委員会が、1974年法では地方裁判所が行う仕組みになっていた。しかし実際には、こうした枠組みの範囲外で断種を行われた人々が、多数存在したとされる。「本章IV1(4) 知事タスクフォースによる検討」で後述する州知事の主導で被害者への補償等を検討したタスクフォースの議事録には、優生学委員会による断種の枠組みの範囲外で、数は不明であるものの断種が実施されていたこと、優生学委員会の記録に含まれない者からも補償に関する問合せが多く寄せられていることが記録されている¹²⁴。

例えば、ソーシャルワーカーにより断種の対象者とされ、医師により「優生学的断種」と記載された文書が存在するにもかかわらず、「本章V3(3) 任意断種法の制定」で後述する任意断種法を利用して断種が実施されたため、優生学委員会の記録からは当該個人の記録が見つからなかった者がいたと報告されている¹²⁵。

IV 被害者に対する補償

1 補償の検討

(1) 優生学研究委員会による検討

ノースカロライナ州は、アメリカにおいて、優生学的断種の被害者に対する補償の支払いを正式に検討した最初の州であった。イーズリー州知事は、2003年に、ノースカロライナ州保健福祉局 (North Carolina Department of Health and Human Services) の局長カルメン・フッカー・オドム (Carmen Hooker Odom) を委員長として、補償に関する問題を調査する優生学研究委員会 (Eugenics Study Committee) を設置した¹²⁶。

優生学研究委員会は、2003年6月にまとめた報告書の中で、優生学的断種を受けた生存者の発見及び生存者の支援のために、非営利の基金 (nonprofit foundation) を設立することや、州及び郡によるニュースリリースの発行、広告を利用する等の方法でアウトリーチキャンペーンを実施すること等を勧告した。また、優生学的断種の生存者に対し、医療的ケアを提供するための特別基金の創設や、州立大学及びコミュニティカレッジにおいて教育給付を受けられるよう

¹²³ Damico, *op.cit.*(78), p.179.

¹²⁴ The Governor's Task Force to Determine the Method of Compensation for Victims of North Carolina's Eugenics Board, *op.cit.*(32), pp.8, F-3.

¹²⁵ Eric Mennel, "Payments Start For N.C. Eugenics Victims, But Many Won't Qualify," 2014.10.31. North Carolina Public Radio website <<https://www.npr.org/sections/health-shots/2014/10/31/360355784/payments-start-for-n-c-eugenics-victims-but-many-wont-qualify>>; "North Carolina Industrial Commission, I.C. No. U00443," 2016.4.5. North Carolina Industrial Commission website <<http://www.ic.nc.gov/ncic/pages/court/u00443.pdf>>

¹²⁶ 小野 前掲注(43), p.104.

にすることも併せて勧告した。さらに、ノースカロライナ州の歴史教育に関する学校のカリキュラムの中に断種に関する情報を含めること、断種が行われてきたことに関する記念碑の設置等についても勧告した¹²⁷。

しかし、金銭的給付に関しては、「委員会、そして生存者たちもまた、我々が人権侵害であると考えることに対して、何らかの形の金銭的補償を受けるに値すると強く信じている」とは述べたものの、その補償については立法府に調査を行う委員会を創設して検討するのが最も適切だと述べるに留めた¹²⁸。

(2) 特別委員会による検討

2008年、州議会下院に特別委員会 (House Select Committee on Compensation for Victims of the Eugenics Sterilization Program) が設置され、断種プログラムの被害を受けた者に対する金銭的補償及びその他の方法による補償に関する検討が行われた¹²⁹。

特別委員会は、2008年10月から12月にかけて6回の会合を開催し、12月には10の勧告を含む最終報告をまとめた。この最終報告では、州議会に対し、優生学的断種の生存者であると確認された各人に2万ドルを支払うための予算を組むことが勧告された。それに加えて、優生学的断種の生存者に対して精神保健上のカウンセリングを行うための給付 (mental health counseling benefits) を実施するための法律の制定も勧告された¹³⁰。

また、優生学研究委員会の報告と同様に、補償制度を広報するためのアウトリーチキャンペーン等の実施に関する法律の制定、記念碑の設置、学校のカリキュラムへの断種に関する情報の追加等が勧告された¹³¹。

(3) 優生学研究委員会及び特別委員会による勧告後の動き

前述のように、優生学研究委員会及び特別委員会は、様々な内容を含む勧告を行った。しかし、立法や予算措置が必要な勧告事項で直ちに実施されたものはほとんどなかった。

2003年8月、イーズリー州知事は優生学研究委員会の勧告に同意したが、その後の5年以上の在任期間中、勧告の内容を立法化することはなかった¹³²。当時、州は歳入の減少、失業率の増加、同年9月に発生したハリケーン・イザベルの被害からの復興等に対処しているところであり、補償は非現実的であると述べる評者もいた¹³³。

勧告事項のうち、実現したのは、州都ローリーでの記念碑の設置程度であった¹³⁴。断種に関する授業を学校のカリキュラムに含めることも、実際にはほとんど行われてこなかった¹³⁵。

¹²⁷ “North Carolina Eugenics Study Committee report: report to the governor,” 2003.6, pp.[4]-[6]. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/714062>>

¹²⁸ *ibid.*, p.4.

¹²⁹ “House Select Committee on Compensation for Victims of the Eugenics Sterilization Program: report to the 2009 session of the 2009 General Assembly,” 2008.12, p.1. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/19747/>>

¹³⁰ *ibid.*, p.7.

¹³¹ *ibid.*, p.8.

¹³² John Railey, “State drags feet on promise to sterilization victims, July 25, 2010,” Begos et al., *op.cit.*(65), p.220.

¹³³ Danielle Deaver and John Railey, “Suggestions abound; Wheels turning slowly, September 28, 2003,” Begos et al., *op.cit.*(65), p.208.

¹³⁴ Sexton, *op.cit.*(121)

¹³⁵ *ibid.* アメリカの教育系ニュースサイトである The 74 によれば、州の10の学区に取材したものの、社会科のカリキュラムに州で実施された断種に関する授業を含めると回答した学区はなく、カバラス教育学区内の一つの学校において、断種に関する選択科目があるのみだったとされる。Asher Lehrer-Small, “Genocide ‘In My Own Backyard’

強制断種法の廃止に尽力し、優生学研究委員会及び特別委員会にも委員として参加していたウォンブル上院議員は、2005年に優生学的断種の生存者への金銭的補償等に関する最初の法案を提出した後、同様の法案を複数回提出したが、いずれも可決には至らなかった¹³⁶。

(4) 知事タスクフォースによる検討

2008年、イーズリー州知事の後任として、ビバリー・パーデュー (Beverley Perdue (民主党)) が州知事に選出された。彼女は、選挙活動の中で、優生学的断種の被害者への支援を約束していた¹³⁷。しかし、州知事に就任した後のパーデューは落ち込んだ経済への対処に当ることになり¹³⁸、補償に関する取組の開始は、さらに先延ばしとなった。

パーデュー州知事とウォンブル上院議員は、被害者への補償について研究する財団を設立するため、2009～2010会計年度予算で、25万ドルを確保した¹³⁹。2010年、パーデュー州知事は、この予算を用いて「断種手術被害者のための正義財団」(North Carolina Justice for Sterilization Victims Foundation. 以下「正義財団」という。)を、州行政局の中に設置した。正義財団は、優生学委員会によって強制的に断種された被害者に情報と支援を提供するものとされた¹⁴⁰。

2011年3月、パーデュー州知事は、「強制的に断種を受けた者を特定し、それらの者への補償が可能な方法や形態を検討及び決定する」ために、州知事令83号を発令した¹⁴¹。これにより、「ノースカロライナ州優生学委員会の被害者に対する補償方法を決定するための知事タスクフォース」(Governor's Task Force to Determine the Method of Compensation for Victims of North Carolina's Eugenics Board. 以下「タスクフォース」という。)が設置された。タスクフォースは、医師、元裁判官、弁護士、元ジャーナリスト、歴史学者の5名で構成され、正義財団が必要な専門的、行政的、人間的支援を行うことになった¹⁴²。

タスクフォースは、2011年4月から2012年1月にかけて、会合及び被害者からの意見聴取を合わせて6回実施し、2012年1月に最終報告書をまとめた。この中で、タスクフォースは、「生存している被害者」(living victims)に対し、1人当たり5万ドルの金銭的補償を支払うことを勧告した。併せて、勧告の内容を実行する組織として正義財団を継続及び拡大すること、被害者が精神保健サービスに使うための給付の実施、優生学委員会の下で行われた断種の被害者を追悼する常設展示の創設等を求めた¹⁴³。

North Carolina Educators Ignored State's Eugenics History Long Before Critical Race Theory Pushback,” 2021.8.10. The74 website <<https://www.the74million.org/article/genocide-in-my-own-backyard/>>

¹³⁶ 例えば、“Sterilization Compensation,” North Carolina General Assembly session 2005-2006, House Bill 2280. <<http://www.ncleg.gov/BillLookup/2005/H2280>>; “Sterilization Compensation,” North Carolina General Assembly session 2007-2008, Senate Bill 1368. <<https://www.ncleg.gov/BillLookup/2007/S1368>>; “Compensate Eugenics Sterilization Survivors,” North Carolina General Assembly session 2009-2010, House Bill 20. <<https://www.ncleg.gov/BillLookup/2009/H20/True>> 等がある。

¹³⁷ 文献中には、優生学的断種の被害者に対し、補償への支援を表明したことで、おそらくかなりの黒人票を獲得したと思われるとの記述がある。John Railey, *Rage to Redemption in the Sterilization Age: A Confrontation with American Genocide*, Eugene, Oregon: Cascade Books, 2015, pp.146-147.

¹³⁸ *ibid.*, p.147.

¹³⁹ Railey, *op.cit.*(132), p.220.

¹⁴⁰ “N.C. Justice for Sterilization Victims Foundation.” North Carolina Department of Administration website <<https://files.nc.gov/ncdoa/JSV/JS-brochure.pdf>>

¹⁴¹ “Executive Order No.083: Governor's Task Force to Determine the Method of Compensation for Victims of North Carolina's Eugenics Board,” 2011.3.8. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p16062coll5/id/12145/rec/1>>

¹⁴² *ibid.*

¹⁴³ The Governor's Task Force to Determine the Method of Compensation for Victims of North Carolina's Eugenics Board, *op.cit.*(32), pp.10-12.

2 補償の実施とその問題点

(1) 補償に関する法律の成立とその内容

タスクフォースが最終報告を提出した後の2012年5月、断種プログラム被害者への補償を支持するトム・ティリス(Thom Tillis(共和党))下院議長とウォンブル上院議員を含む4名により、金銭的補償の実施に関する法案¹⁴⁴が提出された。この法案は、下院では可決されたものの、財政上の理由や、この補償の実施が他の賠償請求につながることへの懸念¹⁴⁵等から、上院では否決された¹⁴⁶。

翌2013年3月、今度は予算法¹⁴⁷内に断種プログラムの被害者への金銭的補償に関連する事項や必要な予算を盛り込む形で、上院に法案が提出、可決された。この法案は7月に下院でも可決され、金銭的補償が行われることが決定した。

同法は、第6.18.(a)条において、一般法典第143B章第9条に補償に関する規定を追加し、強制断種手術を受けた者に対する補償(以下「補償プログラム」という。)について定めており、その内容は以下のとおりである。なお、括弧内の番号は、一般法典に追加された条番号である。

(i) 補償の対象者

補償を受けるには、2014年6月30日以前に補償を請求し、かつ、補償を受ける条件を満たすと認められる必要がある (§143B-426.52.(a))。なお、補償を請求するには、手術を受けた者が、2013年6月30日時点で生存していなければならない (§143B-426.50.(1))。

「補償を受ける条件を満たす」者とは、1933年法¹⁴⁸に従って、ノースカロライナ州優生学委員会の権限の下で、強制無性化又は断種手術を受けた者である。

「強制」の判断は、手術を受けた者によって異なり、未成年者及び無能力者については、親や後見人等の同意の有無にかかわらず、強制無性化又は断種手術とした。一方、責任能力のある成人については、当該成人が、説明に基づく承諾(以下「インフォームド・コンセント」という。)をしたと推定して手術を実施したが、実際にはそうでなかったという場合に、強制無性化又は断種手術とした。つまり、当該成人が手術に同意していた場合でも、それがインフォームド・コンセントに基づくものでなかったと示すことができれば、強制無性化又は断種手術であるとされた。(§143B-426.50.(1), (3), (5), §143B-426.52.(a))

¹⁴⁴ Eugenics compensation program, North Carolina General Assembly session 2011-2012, House Bill 947. <<https://www.ncleg.gov/BillLookUp/2011/H947>>

¹⁴⁵ 「他の賠償請求」の具体例として、奴隷に対する賠償がある。断種プログラムの被害者に対する補償の動きが、奴隷制度への賠償を行う動きにつながる可能性があることが、補償反対派の間で大きな懸念になっていたとされる。Bakst, *op.cit.*(84), p.2.

¹⁴⁶ Brightman et al., *op.cit.*(120), p.487. さらに、上院議長代行であったフィル・バーガー(Phil Berger(共和党))と、下院議長であったトム・ティリスの対立があったと報じている記事もある。Thomas Mills, “What Does Thom Tillis Want?” 2014.9.29. The Atlantic website <<https://www.theatlantic.com/politics/archive/2014/09/what-does-thom-tillis-want/380749/>>

¹⁴⁷ An act to make base budget appropriations for current operations of State departments, institutions, and agencies, and for other purposes, North Carolina Session Law 2013-360. North Carolina General Assembly <<https://www.ncleg.gov/Sessions/2013/Bills/Senate/PDF/S402v7.pdf>>

¹⁴⁸ 予算法では、正確には「1933年公法律第224章又は1937年公法律第221章」と記載されている。前者は1933年法を指す。後者は、1937年に制定された、断種手術を実施するために断種の対象者を州立病院に一時的に入院させることについて定めた法律を指す。

(ii) 補償資格の判断

補償を受ける資格の有無は、ノースカロライナ産業委員会（North Carolina Industrial Commission. 以下「産業委員会」という。）¹⁴⁹が、請求及びその裏付けとなる書類を検討した上で決定する。（§143B-426.53.(a)）

なお、書類の収集等は、請求者を支援するために行政局に設置された、「断種手術の被害者のための正義室」（Office of Justice for Sterilization Victims）が支援する。（§143B-426.54）

(iii) 産業委員会の決定に対する不服申立て

補償の請求が承認されない請求者は、請求を裏付ける追加の書類を産業委員会に提出し、再決定を要求することができる。また、再決定においても請求が承認されない請求者は、聴聞の開催を請求する権利を有する。（§143B-426.53.(c)、(d)）

聴聞の後、補償資格の決定通知を受領した請求者は、決定に不服がある場合には、受領の日から 30 日以内に、産業委員会に上訴の通知を提出することができる。上訴は産業委員会の委員全員が出席する委員会で審理され、補償資格の決定がなされる。さらにその決定に不服がある場合、請求者は、その決定通知を受領した日から 30 日以内に、控訴裁判所に上訴の通知を提出することができる。（§143B-426.53.(e)、(f)）

(iv) 補償金額

補償を受ける資格があると判断された者への補償金額は、補償を受ける者の総数で 1000 万ドルを除いた額とする。（§143B-426.51.(a)）¹⁵⁰

(2) 補償プログラムの問題点

知事の謝罪から 10 年以上経過して成立した補償プログラムだが、補償金額及び補償対象に関しては、批判もなされていた。具体的な問題点は、以下のように整理できる。

(i) 補償金額

前述のとおり、2012 年のタスクフォースの報告書は、生存する被害者に対して 1 人当たり 5 万ドルを支払うよう勧告していた。しかし、補償金額の原資として確保されたのは 1000 万ドルであり、支払われる金額は「補償を受ける者の総数で 1000 万ドルを除いた額」とされた。したがって、補償を受ける資格があると判断される者が多ければ多いほど、各人への支払額は減少することになった¹⁵¹。後述のとおり、実際に補償を受けた人数は 200 人を上回り、各人への支払額は、勧告された 5 万ドルを下回った。

¹⁴⁹ ノースカロライナ産業委員会は、主に労働災害への補償、不法行為への請求を管理する権限を持つ機関である。具体的な役割としては、調停の実施や補償の受給資格の決定等がある。“About the N.C. Industrial Commission.” North Carolina Industrial Commission website <<https://www.ic.nc.gov/about.html>>

¹⁵⁰ なお、請求者が請求の係属中又は補償を受ける条件を満たす者であると決定された後に死亡した場合、支払いは遺産財団（estate: アメリカにおいて、故人の遺産は一度遺産財団に移転する。）に対して行われる。予算法§143B-426.51.(a1)

¹⁵¹ Brophy and Troutman, *op.cit.*(47), p.1938.

(ii) 補償対象

補償対象に関しては、その範囲が狭いことが問題視されており、特に以下の3点が被害者にとっての障害となった。

第一に、「補償を受ける資格のある者」は、「ノースカロライナ州優生学委員会の権限の下で」手術を受けた者とされた点が挙げられる。これにより、優生学委員会の承認を受けずに行われた断種の被害者は、補償を受けられなくなった¹⁵²。

優生学委員会の承認を得た断種か否かの確認は、被害者が氏名や生年月日、手術実施時の年齢等を記載した書類を提出し、その内容と、州が保存する優生学委員会の手術対象者ファイルや審査記録等とを照合することで行われた。しかし、これらの記録は不正確な記載が多く、個人の識別が容易な社会保障番号等も付されていない¹⁵³ため、確認は困難となった。

第二に、補償を受けられるのは「強制」断種を受けた者とされた点である。責任能力があると判断された成人が手術に同意していた場合、強制断種だったと認められるためには、それがインフォームド・コンセントに基づくものではなかったと証明する必要がある。当時、断種への同意を強いられた者は多いと考えられる¹⁵⁴ものの、そうした強要の存在を証明することは困難であり、証明ができなかった多くの人々は、補償を受けることができなかった¹⁵⁵。

第三に、補償を申請するには、手術を受けた本人が2013年6月30日時点で生存している必要があった。この条件が設けられたために、被害者の遺族等は補償の対象外となった¹⁵⁶。遺族の中には、訴訟を起こした者もいたが、補償を受ける権利は認められなかった¹⁵⁷。

(3) 補償の実施状況

タスクフォースは、2011年時点で生存する被害者は1,500人から2,000人と推計していたが¹⁵⁸、補償の請求期限である2014年6月30日までに、産業委員会に請求を行った者の人数は、780人であった。このうち、最終的に補償を受ける資格があると認められた人数は、220人となった¹⁵⁹。

これらの被害者には、2014年10月に20,000ドル、2015年11月に15,000ドル、2018年2月

¹⁵² 補償を望んだが、優生学委員会に記録が残されていないために対象外とされた例としては、適正な手続を経ずに実施された優生学的断種手術を受けた者のほか、「本章V3(3) 任意断種法の制定」で後述する任意断種法の枠組みにおいて自らの同意無く断種された者も挙げられる。Mennel, *op.cit.*(125)

¹⁵³ The Governor's Task Force to Determine the Method of Compensation for Victims of North Carolina's Eugenics Board, *op.cit.*(32), p.B-8.

¹⁵⁴ 「本章III(4) 同意の有無」や「VI(1) 福祉関係者」で述べるように、断種手術に同意しなければ、福祉給付の支給を止めると言うソーシャルワーカーもいた。

¹⁵⁵ Brophy and Troutman, *op.cit.*(47), p.1939.

¹⁵⁶ 被害者とその遺族は、死亡した被害者の遺族にも補償を行うことを強く求めていた。しかし、タスクフォースは、州の経済的な事情等を勘案した上で、死亡した被害者を含めた全ての被害者を補償するとした場合、州議会議員に敬遠され、補償プログラム自体が成立しなくなることを懸念して、生存する被害者への補償のみを対象とした勧告を行った。Brightman et al., *op.cit.*(120), p.490.

¹⁵⁷ 2013年6月30日より前に亡くなった被害者3人の遺族は、これらの遺族に補償はしないとする産業委員会の決定が、平等な保護とデュー・プロセスの保障に反しているとして、控訴裁判所に訴訟を提起した。しかし、遺族の主張は認められなかった。Richard Craver, "Relatives of eugenics victims opt not to appeal to N.C. Supreme Court," 2017.6.22. Winston-Salem Journal website <https://journalnow.com/relatives-of-eugenics-victims-opt-not-to-appeal-to-n-c-supreme-court/article_b3885324-f730-5884-b8f9-fc282c113e79.html>

¹⁵⁸ The Governor's Task Force to Determine the Method of Compensation for Victims of North Carolina's Eugenics Board, *op.cit.*(32), p.7.

¹⁵⁹ Richard Craver, "Final payment goes out to 220 eugenics victims," 2018.2.9. Winston-Salem Journal website <http://journalnow.com/final-payment-goes-out-to-220-eugenics-victims/article_6347a58b-0545-5173-9012-95f6e976dda1.html>

に10,454ドルと、3回に分けて支払いが行われた¹⁶⁰。

V 社会の反応

1 断種を推進する動き

(1) 福祉関係者

ノースカロライナ州の福祉関係者には、1920年代から断種を推進する動きが見られた。1921年に州慈善及び公共福祉委員会のコミッショナーに就任したケイト・バー・ジョンソン (Kate Burr Johnson) の指示の下、慈善及び公共福祉委員会は優生学的断種を推進し始めた。

ジョンソンは、精神欠陥者が多くの子をもうけることは社会にとって重大な問題であるとしたが、これらの者を恒久的に施設に収容することは、税金の無駄遣いである上、適切な生殖管理も行えないと考えた。そのため、ジョンソンは、精神欠陥者から社会を守るための合法的かつ人道的な方法として、断種を提唱した¹⁶¹。

また、ジョンソンは、1919年法の実効性が低いとして、要件の緩和を求めた。ジョンソンのコミッショナー就任後初めて州議会に提出された州慈善及び公共福祉委員会報告書は、施設の判断に加えて2名の医師（うち1名は州保健委員会委員又は州保健委員会事務局長が指名し当該判断において州保健委員会を代表する医師）の承認があれば、精神薄弱者等への手術を許可するという内容の法令改正を行うように勧告した¹⁶²。

1930年に退任したジョンソンの後任として州慈善及び公共福祉委員会のコミッショナーに就任したアニー・ポスト (Annie Bost) もまた、精神薄弱者や精神欠陥者の生殖を防ぐ手段として、断種を支持した¹⁶³。

1944年、ポストの後任として、エレン・ウィンストン (Ellen Winston) が着任した。在任中、ウィンストンは、白人と黒人の福祉受給者に同等のサービスを提供し、利用できるサービスの範囲を拡大することに努めた。1950年代には、非嫡出子率の上昇や公的資金の流出の原因として、ADCの受給者が非難されるようになっていたが、ウィンストンはADCプログラムとその受給者を、断固として擁護した。しかし、ウィンストンはその一方で、子供が多すぎることはADCを受給する家族にとっても州にとっても有益ではないとして、貧困と非嫡出子の問題を解決するために、断種手術を推進した¹⁶⁴。

ショーンによれば、1951年に、ウィンストンは、家族の構成員の一人が断種手術を受けたADC受給家族を追跡調査し、家族の他の構成員が手術による利益を受けると判断される場合には、その構成員への断種手術を推奨する方針を示したという。この新たな方針は、施設入所者ではない者の断種手術数の増加だけでなく、手術を受ける前に子供を出産している女性の断種手術数の急激な増加にもつながった¹⁶⁵。「本章III1(3)(iv) 施設入所の有無」で取り上

¹⁶⁰ *ibid.*

¹⁶¹ Karin L. Zipf, *Bad Girls at Samarcand: Sexuality and Sterilization in a Southern Juvenile Reformatory*, Baton Rouge: Louisiana State University Press, 2016, p.83.

¹⁶² *Biennial report of the State Board of Charities and Public Welfare to the General Assembly of North Carolina, 1920-1921*, pp.45-46. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll22/id/622569/rec/11>>

¹⁶³ Serena Sebring, *Reproductive Citizenship: Women of Color and Coercive Sterilization in North Carolina 1950-1980*, Duke University (Dissertation), 2012, pp.74-75.

¹⁶⁴ Schoen, *op.cit.*(40), pp.105-106.

¹⁶⁵ *ibid.*, p.109.

げたように、施設入所者ではない者の断種手術の割合は、1952年以降に大幅な増加が見られた。また、1950年代及び1960年代にかけて断種手術を受けた者の66%は手術を受ける前に子をもっており、そのうちの52%は結婚せずに出産していた¹⁶⁶。

また、こうした方針の実動部隊として、郡福祉局のソーシャルワーカー等が存在したことも大きかった。前述のとおり、ノースカロライナ州では、郡福祉局のソーシャルワーカー等にも断種を申し立てる権限が与えられていた。公的には、断種の最終決定は優生学委員会の5人の委員の判断にかかっていることになっていたが、実際には、郡福祉局のソーシャルワーカー等が絶大な権限を有していた¹⁶⁷。郡福祉局のソーシャルワーカー等は、公共福祉委員会の指示に従って人々の私生活に介入し、時には断種を強要した¹⁶⁸。

優生学的断種の必要性を強く信じていた郡福祉局のソーシャルワーカー等が存在した一方で、「本章V3(4) 経済的格差による断種手段の相違」で後述するとおり、避妊のために断種を希望する者が手術を受けられるように優生学的なレトリックを利用する郡福祉局のソーシャルワーカー等もいた。ある郡福祉局のソーシャルワーカーは、担当した全てのケースで断種させた同僚がいたと述べている。これについて、ショーンは、担当した者全てが優生学的断種の対象者であったとは考えづらく、断種を希望しない者が強制的に断種手術を受けさせられた可能性があったと指摘している¹⁶⁹。

(2) 人間改良同盟

ノースカロライナ州は、施設に収容されていない者も断種の対象とし得た点、1945年以降に社会福祉支出削減の観点から実施される断種数が増加した点で、他の多くの州と異なっていた。こうした状況が発生した理由の一つとして指摘されているのが、人間改良同盟の存在である¹⁷⁰。

人間改良同盟は、ノースカロライナ州の精神障害者及び精神薄弱者のケアに関する研究の実施、それらの者に対する最善の治療と訓練の奨励、そのような精神障害を防ぐ手段の保証、精神障害又は精神欠陥の親が満足に子を育てられない問題の解決、これらの分野における一般市民の教育を目的として¹⁷¹、1947年に設立された。

メンバーは、州内で最大の売上げを誇る靴下会社の重役であったジェームズ・G・ヘインズ (James G. Hanes)、ボーマン・グレイ医学校 (Bowman Gray School of Medicine) 遺伝学部のC・ナッシュ・ハーンドン (C. Nash Herndon)、ノースカロライナ大学チャペルヒル校の心理学教授A・M・ジョーダン (A. M. Jordan)、看護師のアリス・シェルトン・グレイ (Alice Shelton Gray) らで構成されていた。彼らは、プロクター・アンド・ギャンブル (Proctor & Gamble) 社の相続人で、初期の産児制限運動において重要な役割を果たしたクラレンス・ギャンブル (Clarence James Gamble) ¹⁷²らと協力し、優生学的断種を推進するために大規模な宣伝運動を開始

¹⁶⁶ *ibid.*

¹⁶⁷ Kevin Begos and John Railey, "Sign this or else..." Begos et al., *op.cit.*(65), p.50.

¹⁶⁸ Railey, *op.cit.*(137), pp.14-15.

¹⁶⁹ Schoen *op.cit.*(40), p.124.

¹⁷⁰ Kevin Begos, "Lifting the Curtain on a Shameful Era: Thousands Were Sentenced to Sterilization during Rubber-Stamp Hearing in Raleigh," Begos et al., *op.cit.*(65), p.3.

¹⁷¹ "Folder 24: Charter (Original) and Minutes, 1947-1972," *Human Betterment League of North Carolina, Inc. Records, 1947-1988*. The Southern Historical Collection at the Louis Round Wilson Special Collections Library website <<http://dc.lib.unc.edu/cdm/singleitem/collection/04ddd/id/296774>>

¹⁷² クラレンス・ギャンブルは、ボストンの慈善家であり避妊活動家である。熱心な優生運動家として、貧困層の生殖を減らすための避妊法を推進していた。彼は、人間改良同盟への資金提供を行ったほか、ノースカロライナ州オ

した¹⁷³。

設立の年には、断種に対する一般市民の理解を推進する目的で、「断種について何を知っていますか？」(What do you know about Sterilization?) というパンフレット¹⁷⁴を4万部郵送した。そのうち1万7,000部は、大学生に送付された¹⁷⁵。

1950年には、簡潔な文章とイラストで構成した「あなたは期待しないでしょう…」(You wouldn't expect...) というパンフレットの配布も行った。この冊子は、まず、魯鈍 (moron)¹⁷⁶を含む精神薄弱者、精神欠陥を持つ者に対し、読者は重要な仕事・行動を期待しないであろうこと(例えば、列車を運転する、学校で教鞭を取る、賢い金銭の使い方をする等)を列挙した上で、それにもかかわらず、「親」という最も重要で広範囲にわたる仕事を任されていると述べた。続けて、精神薄弱の親には、うまく子供を育てるといふ仕事の遂行は期待できなるとし、「親」という適任でない仕事からは免れるよう、保護されるべきとした。そして、保護の手段として、断種を提唱した¹⁷⁷。人間改良同盟は、1957年までに、こうした断種を推進するための配布物を、57万5,000部以上送付したとされている¹⁷⁸。

また、人間改良同盟は、新聞を利用した啓発活動も多く行った。1948年に人間改良同盟が行った会議の議事録には、「郡で生まれたと考えられる精神薄弱者の推定数の提示及び断種の推進のために、州内で発行される各新聞に手紙を送る」という記述が残されている。さらに、1950年の同会議の議事録には、「州内の150の新聞に15の記事を出した」と記されている。『ウィンストン・セーラム・ジャーナル・センチネル』紙は、人間改良同盟が設立された翌日、社説で断種に対して好意的に言及した。1948年から1949年にかけては、人間改良同盟の書記官によるゲストコラムを日曜版に掲載した¹⁷⁹。

「本章III1(2)(i)断種が低調だった期間とその理由」で述べたとおり、1929年法が成立して以降、ノースカロライナ州では断種が可能になったものの、1940年代半ばまでは実施数が少なかった。しかし、人間改良同盟は、その状況を一変させた。人間改良同盟の設立後、州の断種手術数は急激に増加し、1950年代初めには、人口当たりの断種数が全米で最も多い州となった¹⁸⁰。

こうして活動を行ってきた人間改良同盟であったが、1970年代初めまでに、その活動の焦点は、産児制限と遺伝カウンセリングの教材作成へと移っていった。1984年には名称を「人間遺

レンジ郡のほとんどの断種手術の費用を1年間支払い、前述のウッドサイドの報告書に掲載された研究の費用も支払う等、様々な組織に資金を提供したとされる。Kevin Begos, “Selling a Solution: Group founded by Hanes, others sent sterilization in new direction,” Begos et al., *op.cit.*(65), p.73; Schoen, *op.cit.*(40), pp.33-34.

¹⁷³ Begos, *ibid.*, pp.71-72.

¹⁷⁴ Human Betterment League of North Carolina, “What do you know about Sterilization?” North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll37/id/14928>>

¹⁷⁵ Sarah V. Wilds, ““AND THE NORTH CAROLINA MORONS LIVED | HAPPILY EVER AFTER”: THE HUMAN BETTERMENT LEAGUE OF NORTH CAROLINA, 1947-1988,” The University of North Carolina at Charlotte (Dissertation), 2019, p.32.

¹⁷⁶ 1910年、アメリカ精神薄弱研究協会は、精神薄弱を、①重度の欠陥のため、知的発達が必要な2歳児以下の「白痴 (idiot)」、②白痴よりは発達しているが、7歳児以下の「痴愚 (imbecile)」、③知的発達は痴愚以上だが、12歳児以下の「魯鈍 (moron)」の3通りに分類した。

¹⁷⁷ Human Betterment League of North Carolina, “You wouldn't expect...” North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll37/id/14962>>

¹⁷⁸ Begos, *op.cit.*(172), p.77.

¹⁷⁹ 当時、『ウィンストン・セーラム・ジャーナル・センチネル』紙を所有していたゴードン・グレイ (Gordon Gray) が、人間改良同盟の創立メンバーであったアリス・シェルトン・グレイのいとこであったことも、同紙が優生学的断種を熱心に受け入れていたこと背景として指摘されている。Kevin Begos, “ALL ABOARD: Newspapers jumped on sterilization bandwagon,” Begos et al., *op.cit.*(65), pp.94-96.

¹⁸⁰ Begos, *op.cit.*(172), p.76.

伝学同盟」(Human Genetics League)と変更し、1988年に解散した¹⁸¹。

2 断種に反対する動き

(1) 宗教界からの反対

優生学的断種に対する反対は、ほとんどがカトリック教徒によるものだった¹⁸²。しかし、1940年代後半のノースカロライナ州にはバプテスト教会及びメソジスト教会に属するプロテスタントが100万人以上いたのに対し、カトリック教徒は1万人程度存在するに過ぎなかった¹⁸³。イギリスのソーシャルワーカーで、断種を支持していたモヤ・ウッドサイド(Moya Woodside)は、1950年にまとめたノースカロライナ州の断種に関する報告書の中で、同州におけるカトリック教徒の少なさに触れ、「他の多くの州において、断種に対する最大の障害である組織化されたローマ・カトリックの反対は、無視できることは明らかだった」、「ノースカロライナ州では、彼らの数が少なすぎ、議会に大きな影響を与えることができない」と述べている¹⁸⁴。

保守のプロテスタントは、時折断種に対して反対したが、組織的な反対の動きにはならなかったとされる。また、黒人プロテスタントは公民権運動に参加していたが、その問題の中に生殖の権利は含まれていなかった¹⁸⁵。

(2) 学者からの反対

公衆衛生や福祉の専門家が優生学的断種に大きな期待を寄せていた一方で、その根拠となる優生学も問題とされた。1920年代に入ると、遺伝学者、人類学者、医師、心理学者等が、優生学の基本的な前提を覆すような研究を始めたのである。例えば、遺伝学者は、遺伝的欠陥を追跡する方法として血統調査は不正確だと批判し、心理学者は、知能検査は個人の能力を測るには不正確だと批判した¹⁸⁶。

一方で、1930年代には、大恐慌期の壊滅的な経済的影響、高い失業率、貧困を背景に、科学者にも一般市民にも、貧困や不健康の解決を約束しているかのようなプログラムを廃止したくないという風潮が生まれていた¹⁸⁷。

というのも、血統調査や知能検査が不正確であるという主張の多くは科学者に向けられたものであり、1940年代まで、優生政策は直接問題にされなかった。研究には時間がかかることに加え、科学者たちは政治的な争いに巻き込まれることを嫌い、学術雑誌では異議を唱えていたが、その異議は優生学的断種に関する政策の策定や実施に責任を持つ政策立案者や立法者には届かなかった¹⁸⁸。

(3) 断種対象者・その家族からの抵抗

断種の対象とされた本人やその家族の中には、断種に抵抗する者もいた。その理由は、単にもっと子供が欲しいと考えている、手術によって性的行動が変化したり、健康が損なわれたり

¹⁸¹ *ibid.*, p.79.

¹⁸² John Railey, "Church Silent: Scarce Catholics no threat to N.C. drive to sterilize," *Begos et al., op.cit.*(65), p.117.

¹⁸³ Woodside, *op.cit.*(83), p.74.

¹⁸⁴ *ibid.*, p.75.

¹⁸⁵ Railey, *op.cit.*(182), p.116.

¹⁸⁶ Schoen, *op.cit.*(40), p.103.

¹⁸⁷ *ibid.*, p.104.

¹⁸⁸ *ibid.*

するのではないかと不安を抱いている、宗教的信条や個人的権利が侵害される等、様々であった¹⁸⁹。

1930年代から1950年代までの幅広い年代の優生学委員会の記録を調べたショーンによれば、手術の申立てに係る聴聞において、断種対象者の家族はしばしば、精神薄弱の診断や手術の必要性に対して疑問を呈していた。娘は精神薄弱ではないと抗議する者や、性的非行という申立て理由に憤慨する者もいた¹⁹⁰。

断種への反対運動は組織されなかったが、多くの人々は、個人的に断種手術に抵抗した。同意書に対する署名の先延ばし、拒否、同意の撤回、州保健委員会や郡福祉局の担当者との約束を破る等の行為で抵抗したほか、断種手術から逃れるために、別の郡や州外に引っ越す等の対策を取る者もいた。ソーシャルワーカーに、結婚せずにもう一人子供を産んだ場合には断種手術をすると警告されていたため、次の子供をソーシャルワーカーから隠した女性もいた¹⁹¹。

3 自らの断種を求めた者の動き—避妊と断種—

(1) 避妊方法としての断種を求める動き

「本章I 断種法の制定及び廃止の経緯と概要」で述べたとおり、ノースカロライナ州では、優生学的断種を行う根拠となる断種法が定められて以降、多くの医療従事者や郡福祉局のソーシャルワーカー等が、断種の実施を検討するようになった。

このことは、地域社会の全ての階層の女性に、他の避妊方法に代わる手段として断種が利用できるという認識をもたらした。断種が永続的な避妊法であること、断種手術を受け、それを賞賛している女性がいることを知った¹⁹²女性の中には、避妊のために断種を受けたいと望む者が出てくるようになった¹⁹³。

しかし、優生学的断種は、精神疾患、精神薄弱者及びてんかん患者のみを対象としていた。優生学的断種の対象外となる者が断種を受ける手段としては、身体的な健康問題を解決するための治療目的の断種（以下「治療的断種」という。）を受けるか、「本章V3(4) 経済的格差による断種手段の相違」に後述するとおり、優生学的断種法の枠組みで手術を受けられるように医師や郡福祉局のソーシャルワーカー等に協力を依頼し、優生学的断種を受けるかの二択となった。

ただし、治療的断種の定義は曖昧であった¹⁹⁴。避妊を望む女性たちや、医師、福祉関係者等

¹⁸⁹ *ibid.*, pp.125-126. 断種には、特に男性が大きく抵抗したとされる。ウッドサイドが1950年に公表した郡福祉局に対する調査結果では、回答した74の郡福祉局のうち、54の郡福祉局は、女性よりも男性の抵抗が大きかったとしており、この結果は、施設に入所していない男性への断種数が少ないことに反映されていると述べている。また、男性は、自身に対する断種だけでなく、妻の断種にも反対することが多かった。ある産婦人科医は、患者が常に「夫が賛成していない」と答えると述べた。ウッドサイドは、このように男性が断種への抵抗を示す理由として、断種によって自ら又は妻の性機能が失われるのではないかとのおそれが大きいことを挙げている。Woodside, *op.cit.*(83), pp.66-68.

¹⁹⁰ Schoen, *op.cit.*(40), pp.125-126.

¹⁹¹ *ibid.*, p.127.

¹⁹² ウッドサイドの行ったインタビューには、こうした女性の事例が書かれている。例えば、ある機械工の妻は、彼女の夫の母親と姉妹が断種しており、4年間で3人の子供を出産した彼女自身の姉妹は断種を切望していると述べた。また、断種手術を受けたある黒人女性は、数人から手術についての問合せを受け、義理の姉妹も短期間に6人の子供を出産したために断種手術を受けることを望んでいるとした。さらに、12回妊娠したある女性は、「貧しい人々にとって、断種は素晴らしいことだと思う」と述べた。Woodside, *op.cit.*(83), pp.50-51.

¹⁹³ こうした女性たちは、度重なる妊娠・出産による健康問題のほか、経済的問題、育児や家事へのサポートの欠如など、複合的な問題を抱えていることが多かったとされる。Schoen, *op.cit.*(40), pp.112, 114-115.

¹⁹⁴ ウッドサイドは、治療的断種と優生学的断種の範囲について、「特に低所得グループにおいて、重なり合うことも

は、この曖昧さを利用した。例えば、避妊を目的とした手術が受けられずとも、深刻な健康問題により治療的断種が正当化される場合は、医師が進んで手術を行うことがあった¹⁹⁵。多産、不健康及び貧困に起因する問題を軽減したいと考える福祉関係者は、優生学的断種の対象外となる者を断種するために、「治療的」という言葉を広く解釈する医師に頼ることもあった¹⁹⁶。

(2) 治療的断種

1933年法は、治療的断種に関して、生殖機能の破壊を伴う治療であっても、医学的理由で医師が行う医学的・外科的治療を妨げると解釈されてはならないと規定した上、医師が患者から病理細胞を取り除くことに干渉するものではないとしている¹⁹⁷。したがって、治療上の妥当な理由、すなわち妊娠や出産によって女性の健康や生命が危険にさらされる場合、治療的断種は合法とされた¹⁹⁸。

このほか、生命が危険にさらされるような症状がなくとも、治療的断種が行われることがあった。1944年の『ノースカロライナ・メディカル・ジャーナル』誌に掲載された、断種を正当化する可能性のある症状の中には、腎臓病、高血圧、難産の経験等のほかに、軽度の腎炎や多産等、生命を脅かすとはまでは言えない症状や状態も含まれていた¹⁹⁹。20世紀初頭に、医学界に大きな影響力を持つ医師らが、社会経済的な理由も含めて断種の医学的適応について議論した医学論文を発表したことにより、治療的断種の適応となる症状が、当時貧困層に多く見られた結核といった疾患へも拡大していったとする識者もいる²⁰⁰。

一方で、優生学委員会は、1948年マニュアルにおいて、優生学委員会の承認なしに精神薄弱者等に対する手術を実施するよう医師や病院に依頼してはならないとし、その理由として、医師や病院が訴訟を起こされる可能性を挙げた²⁰¹。実際に、断種手術を行うことで訴追されるリスクを感じている医師もいた²⁰²。

ショーンは、将来の妊娠によって健康や生命が危険にさらされることをおそれたり、既に生まれた子供の母親としての役割を果たすことで手いっぱいだとしたりして治療的断種を求めた女性たちがいたことを述べ、優生学的、治療的、そして社会経済的な理由による断種の線引きには曖昧なところがあったと指摘している²⁰³。

(3) 任意断種法の制定

1940年代には、社会経済的な理由も含めた断種手術の適応拡大等を行いつつ、医師たちは治

ある」と述べている。Woodside, *op.cit.*(83), p.48.

¹⁹⁵ Schoen, *op.cit.*(40), p.79.

¹⁹⁶ Woodside, *op.cit.*(83), p.48.

¹⁹⁷ 小野 前掲注(43), p.97. この内容は、1933年法第17条、第17(a)条に規定されており、実際には、「この法律に含まれる規定は、この州で認可された医師による、この州の者に対する治療上の妥当な理由による医学的又は外科的治療を妨げると解釈されず、この治療は、偶然に生殖機能の無効化または破壊を伴い得る」、「この法律のいかなる規定も、患者から病変のある病理組織を除去する医師の行為を妨げるものではない」とされている。

¹⁹⁸ Schoen, *op.cit.*(40), p.116.

¹⁹⁹ *ibid.*, p.117.

²⁰⁰ Barron H. Lerner, “Constructing Medical Indications: The Sterilization of Women with Heart Disease or Tuberculosis, 1905-1935,” *Journal of the History of Medicine and Allied Sciences*, vol.49 no.3, 1994.7, pp.372-373.

²⁰¹ Eugenics Board of North Carolina, *op.cit.*(55), p.9.

²⁰² ウッドサイドは、二つの病院の事例を挙げ、それらの病院では、治療的断種の前には患者とその夫の同意を得ることが通例になっているが、全ての医師が、そうした同意によって訴追された際に十分に保護されると感じられるわけではないと述べている。Woodside, *op.cit.*(83), pp.57-58.

²⁰³ Schoen, *op.cit.*(40), pp.112-117.

療的断種手術を行ってきたともされる²⁰⁴。しかし、1950年代になると、アメリカ外科学会（American College of Surgeons）やアメリカ医師会（American Medical Association）が、医師たちに対し、「卵管結紮を行わずに済むように」と圧力をかけ始めた。それまで、法律では定められていないものの合法とされていた手術に、違法性が警告されるようになり、一部の病院では、断種の必要性を決定する委員会が設置され、個々の医師から手術に関する決定権が奪われた²⁰⁵。

多くの医師が、断種を行うのに子供が欲しくないという理由だけでは不十分であり、濫用になると考えていた²⁰⁶中で、誰もが平等に手術を受けられるようにすることを求める医師も、少数派ながら存在した²⁰⁷。

1960年代初頭、メクレンバーグ郡福祉局長で、貧困の撲滅を目指して様々な施策を行っていたウォレス・クラルト（Wallace Kuralt）と複数の医師たちが、任意断種のための法案の可決を目指し、ロビー活動を始めた。クラルトは、経済的背景を問わず、全ての女性が断種等の避妊手段を利用できるようにすべきだと主張した²⁰⁸。

こうした女性の生殖の権利に対する進歩的な考えと、貧困層やマイノリティの女性の生殖をコントロールしたいという従来からある考えの両方に触発され、1963年、任意断種手術を認める法律（以下「任意断種法」という。）²⁰⁹が制定された。

任意断種法は、21歳以上又は法的に婚姻している21歳未満の者が手術を希望する場合、1) 本人が手術の少なくとも30日前までに書面で要求すること、2) 要求時又はそれに先立って本人が医師から手術の意味と結果について十分に合理的な医学的説明を受けること、3) 配偶者がいる場合には配偶者からも手術の少なくとも30日前までに書面で要求すること、の3つの条件が満たされたときには、州で認可された医師が精管又は卵管の外科的遮断手術を行うことは合法であると規定した。（§90-271）

また、未成年者（21歳未満の未婚者）が手術を希望する場合には、親若しくは後見人又は訴訟後見人が、当該未成年者が居住する郡の少年裁判所に申立てを行い、当該少年裁判所が、手術を実施することが当該未成年者の最善の利益であると判断し、医師に対して当該手術を行うことを許可する命令を出した場合に、当該未成年者から書面で要求されれば、医師は手術を実施することができることと定めた。（§90-272）

²⁰⁴ ショーンは、治療的断種が多く行われてきた証拠は乏しいとしつつ、1940年代の治療的断種に関するウッドサイドの研究を紹介している。この論文によれば、ある教育病院の産科長は、その病院において、過去数年間に200人以上の女性が両側卵管結紮術を受けたと推定した。 *ibid.*, pp.117, 278; Moya Woodside, “Sterilization and Social Welfare: a survey of current developments in North Carolina,” [1948], p.[1]. North Carolina Digital Collections website <<https://digital.ncdcr.gov/digital/collection/p249901coll37/id/14950/>>

²⁰⁵ Schoen, *op.cit.*(40), pp.119-120.

²⁰⁶ *ibid.*, p.118.

²⁰⁷ *ibid.*, p.119.

²⁰⁸ *ibid.*, pp.63-65, 119. クラルトは、女性の生殖の権利を認める一方で、多産の傾向がある低所得及び精神薄弱者の世帯にかかる税金を節約し、貧困を撲滅するための手段として断種をとらえていた。Ann Doss Helms and Tommy Tomlinson, “Wallace Kuralt's era of sterilization,” 2011.9.26. Internet Archive <<https://web.archive.org/web/20120319082811/http://www.charlotteobserver.com/2011/09/26/2637820/wallace-kuralts-era-of-sterilization.html>>

²⁰⁹ 正式な名称は、「医師が、要求された場合に、特定の者の生殖器官に対して特定の手術を行うことを認可されていることを明確にし、そのような手術を行うために与えられる必要がある同意、手術を実行することのできる期間及び遵守されなければならない条件を規定し、そのような手術の無過失の実施に対する責任を免除するための法律」である。An act to make it clear that physicians and surgeons are authorized to perform certain operations upon the reproductive organs of certain persons when requested to do so; To prescribe the consent which shall be required to be given for the performance of such operations, the time within which the same may be performed, and the conditions which shall be complied with; and to provide for exemption from liability for the nonnegligent performance of such operations, North Carolina Session Law 1963-600, pp.684-685. North Carolina General Assembly <<https://www.ncleg.gov/EnactedLegislation/SessionLaws/PDF/1963-1964/SL1963-600.pdf>>

さらに、医師は、任意断種法の規定によって認められた手術を行ったという理由で、民事上又は刑事上の責任を負わないものとする、免責規定が置かれた。 (§90-274)

(4) 経済的格差による断種手段の相違

任意断種法が制定されたものの、このことによって、必ずしも全ての女性が断種手術を受けやすくなったわけではなかった。任意断種法により、優生学委員会の審査を経ずとも合法的に断種手術を行う制度が整ったが、多くの医師は優生学委員会の承認を求め、患者を優生学的断種の枠組みで断種しようとした²¹⁰。

また、任意断種法の制定の前にも後にも任意断種に関する明確なガイドラインが定められなかったため、任意断種手術の実施可否に関する最終的な判断は、医師に委ねられ続けた。女性が任意断種手術を受けられるか否かは、適切な医師を見つけられるかどうかにかかっていたが、手術に対する医師の考え方には幅があり、断種手術を希望する女性は、手術をしてくれる医師を見つけるために、何軒もの個人開業医を回る必要があった²¹¹。さらに、1940年代後半には75ドルから100ドルだった手術費用は、1970年代には300ドルから500ドルにまで上昇していた²¹²。こうした理由により、中産階級から上流階級の女性は手術をしてくれる医師を見つけることができても、貧困層の女性には不可能であった²¹³。

希望しても個人開業医で断種手術を受けられない女性は、地元の保健局や福祉局を頼った。これらの機関には、低料金で任意断種手術を行ってくれる医師を探してくれる機関が存在した一方で、貧困層の女性が断種を受けられるよう支援する手段が無い機関や、女性が相談しても医師を探してくれない機関もあったという。そうした場合、避妊のための断種手術を望む女性たちに残された唯一の手段は、福祉関係者と交渉し、優生学的断種法の枠組みで公費負担による手術を受けることだった²¹⁴。

州の優生学的断種法は、優生学的断種に重点を置いており強制断種の実施が想定されていたにもかかわらず、自ら希望して断種手術を受ける手段の一つとして知られていた。ショーンの研究によれば、1929年から1975年にかけて提出された断種手術の申立書約8,000件のうち、断種対象者本人の希望によると考えられる申立書が、468件確認された²¹⁵。1960年代には、優生学委員会の年間取扱件数の20%を、自ら希望して手術を受ける者に関する申立てが占めるようになった²¹⁶。

郡の福祉関係者の中には、避妊のために優生学的断種法の枠組みで断種手術を受けようとする者に対し、協力した者もいた。一部の郡福祉局のソーシャルワーカー等は、手術を希望する者に優生学的断種法が適用される症状があると主張して、優生学委員会の承認を得ようとした²¹⁷。例えば、手術を希望する者は精神的に不安定な状態だとした上で、断種の申立てを裏付けるために、その親族に同様の問題があるかどうか調べた²¹⁸。また、申立ての大半は、手術を希望す

²¹⁰ Schoen, *op.cit.*(40), pp.119-120.

²¹¹ *ibid.*, pp.120-121.

²¹² *ibid.*

²¹³ *ibid.*, p.117.

²¹⁴ *ibid.*, pp.78, 121.

²¹⁵ 468件の申立書のうち3分の1は、断種対象者本人が自ら手術を希望し、3分の2は、ソーシャルワーカーが断種を受けられる可能性について説明すると、断種対象者が積極的に応じたケースであるという。 *ibid.*, p.112.

²¹⁶ *ibid.*

²¹⁷ *ibid.*, p.121.

²¹⁸ 家族に精神疾患や犯罪歴等があると、本人にそのような症状がなくとも、優生学的断種を行う根拠となった。 *ibid.*,

る者の性的行動に焦点を当ててなされた。ある女性は、未婚の母から生まれたことや、推論力の低さに加え、「性的欲求を抑える努力をせず、多くの相手と非常に無差別に関係を持った」ことを断種の申立て理由として挙げられていた²¹⁹。

実際には、多くの子を産み、それに起因する健康問題や子育ての負担等により断種手術を求めているとしても、優生学的断種法の枠組みで断種手術を受けるには、前述の郡福祉局のソーシャルワーカー等が主張したような症状があるとしなければならなかった。しかし、避妊のために優生学的断種法を利用した者にとっては、公費負担による断種手術が受けられるならば、手術がどのような口実の下に行われようとも、些細なことであった²²⁰。

VI 教育

1 ウィリアム・ルイス・ポティートの活動

1905年から1927年にかけてウェイク・フォレスト大学（Wake Forest University）の学長であったウィリアム・ルイス・ポティート（William Louis Poteat）は、ノースカロライナ州における優生運動の初期の支持者であった²²¹。

生物学の教授であったポティートは、大学では優生学について講義するほか、生徒たちに人間改良のための断種を提唱するパンフレットを配布した。また、大学外でも、アメリカ南部全域で講演を行い、断種を推進した²²²。

ポティートの思想は、1921年の「標準的な人間」（The Standard Man）と題する演説によく表れているとされる。この演説において、彼は「アフリカ人種」はヨーロッパ人とアテネ人の両方より劣っていると述べ、「精神薄弱、精神異常者、てんかん、酩酊者（inebriate）、あらゆる種類の先天性欠損症、そして慢性伝染病患者は、人種の必然的な劣化をもたらす彼らの種を永續させる機会を否定されるべきだ」とした。この演説は南部全体で繰り返され、ポティートの見解を何千人もの人々が耳にすることになった²²³。

『ウィンストン・セーラム・ジャーナル』紙は、ポティートがノースカロライナ州の優生学的断種に及ぼした影響について、ポティート自身は、断種の実施には携わらなかったものの、影響力のある指導者として州全域で尊敬を集めていたため、優生学的断種が受け入れられる基礎を築いたと指摘した²²⁴。

2 ウィリアム・アラン及びC・ナッシュ・ハーンドンの活動

ボーマン・グレイ医学校²²⁵（the Bowman Gray School of Medicine）は、1941年、全米で最

pp.122-123.

²¹⁹ *ibid.*, p.123.

²²⁰ *ibid.*, p.124.

²²¹ John Railey, “Advocate: Wake Forest president embraced eugenics movement,” Begos et al., *op.cit.*(65), p.65.

²²² *ibid.*

²²³ “William Louis Poteat Papers.” Wake Forest University Z. Smith Reynolds Library website <<https://wakespace.lib.wf.edu/handle/10339/27725>>

²²⁴ Railey, *op.cit.*(221), p.66.

²²⁵ ボーマン・グレイ医学校は、当時ウェイク・フォレストにあったウェイク・フォレスト大学の医学部がウィンストン・セーラムに移転し、ノースカロライナバプテスト病院の敷地内に開校してできた学校である。現在は、ウェイク・フォレスト大学バプテストメディカルセンターの一部となっている。“History.” Wake Forest School of Medicine website <<https://school.wakehealth.edu/About-the-School/History>>; “Our History.” Atrium Health Wake Forest Baptist website <<https://www.wakehealth.edu/About-Us/History>>

初の遺伝学部 (department of medical genetics) を開設した。その最初の学部長に就いたのが、遺伝学者のウィリアム・アラン (William Allan) であった²²⁶。

アランは、価値がないと考えられる人々の生殖を防ごうとする、優生学の支持者であった²²⁷。また、アランは、遺伝情報に関する州全体の情報バンクを作ることを夢見ていた。彼は、筋ジストロフィー等の病気を持つ人々の州全体の調査や、15 の郡の 800 人の盲目の人々の調査を行ったほか、ワタウガ郡で住民の家系図を作成するなど、多くの現地調査を行った。こうした研究の成果は、後にボーマン・グレイ医学校で行われる研究の基礎となった²²⁸。

しかし、アランは、自身の構想を進めることはできないまま、1943年に亡くなった。彼の考えは、弟子であったC・ナッシュ・ハーンドンに受け継がれた²²⁹。

アランに代わり、ボーマン・グレイ医学校遺伝学部の学部長となったハーendonは、1946年には、ボーマン・グレイ医学校と連携する、ノースカロライナバプテスト病院の外来部門の最初の部長にも就任した²³⁰。さらに、後にはアメリカ優生学協会 (the American Eugenics Society) の会長や、人間改良同盟の会長を務めることになる、優生学の熱心な支持者でもあった。ハーendonの下で、遺伝学部は、遺伝性疾患の関連性について研究し、盲目、聾啞 (ろうあ)、肢体障害者の調査を継続して実施した²³¹。

ハーendonの研究は、ボーマン・グレイ医学校が助成金を得るきっかけとなった。ハーendonの研究内容を知ったウィクリフ・ドレイパー (Wickliffe Draper) が、多額の資金を援助したのである。ドレイパーは、ナチ・ドイツを訪問し、白人が黒人よりも優秀であることを証明しようとした慈善事業家であった²³²。

2003年11月、ウェイク・フォレスト大学医学部に設置された、優生運動における自校の役割を調査する委員会が公表した報告書は、アランとハーendonが果たした役割について言及した。そこでは、二人が何年にもわたって優生学を教え、断種及び遺伝カウンセリングを含む優生学の考えを支持していたこと、大学教授という地位が、優生学に関する彼らの見解を主張するための場をもたらしていたことが指摘された²³³。

ノースカロライナ州で断種された者の多くは、若く、貧しい女性であり、1950年代になると、特に黒人女性がターゲットとなった。これは、ノースカロライナ州の断種プログラムが、優生学的な思想だけでなく、貧困の抑制等、州が抱える社会問題の解決と密接に結び付いていたことを表している。

一方で、州の断種プログラムを利用し、避妊のために断種を受ける者もいた。こうした者の存在と、女性の生殖の権利に対する進歩的な考えを持つ有識者、貧困層やマイノリティの女性の生殖をコントロールしたいという考えを持つ保守層の思惑が結び付き、任意断種法が制定された。同法の成立により、避妊のために断種を受けやすくなった者もいれば、貧しさにより相

²²⁶ Danielle Deaver, "Forsyth in the Forefront," Begos et al., *op.cit.*(65), p.36.

²²⁷ *ibid.*

²²⁸ *ibid.*, p.38; Danielle Deaver, "Comes a stranger," Begos et al., *op.cit.*(65), pp.61-63.

²²⁹ Deaver, *op.cit.*(226), p.39.

²³⁰ "OBITUARIES," 1998.3.30. Greensboro News & Record website <https://greensboro.com/obituaries/article_fa893a7f-626f-557e-95c0-f9b470ccf8bc.html>

²³¹ Deaver, *op.cit.*(226), p.39.

²³² Kevin Begos, "Benefactor With a Racist Bent," Begos et al., *op.cit.*(65), p.57.

²³³ Danielle Deaver, "WFU medical school apologizes again for role," Begos et al., *op.cit.*(65), p.215.

変わらず州の断種プログラムの下で断種を受けるしかない者もいた。そして、任意断種法の下で、自らの同意無く断種を受けさせられた者も発生した。

ノースカロライナ州は、断種プログラムの被害者に対する補償が既の実現している、全米でも稀有な州である。しかし、その補償内容には問題も多いと指摘されてきた。特に、優生学委員会の承認を得ずに断種された者、責任能力のある者のうち、インフォームド・コンセントに基づく同意ではなかったと証明できなかった者が補償対象から外れたことは、当時のソーシャルワーカーによる強制的な同意の取得の実態を考えれば、被害者にとっては酷な線引きであったと言えよう。

ノースカロライナ州の辿（たど）ってきた道のりは、断種プログラムの実施に当たって、優生学と福祉、生殖の権利等、様々な要素と問題が、複雑に結び付いてきたことを示唆するものである。

